

# 短答式試験問題集 [公法系科目]

[公法系科目]

〔第1問〕(配点：3)

人権の享有主体に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。(解答欄は、アからウの順に〔No.1〕から〔No.3〕)

- ア. 会社が、国民と同様、特定の政党の政策を支持又は反対するなどの政治的行為をなす自由を有するとしても、政治資金の寄附は政治の動向に影響を与えることがあるから、会社の政治資金の寄附は国民による寄附と別異に扱わなければならない。〔No.1〕
- イ. 税理士会は公益法人であり、また、その会員である税理士に実質的に脱退の自由が認められないから、税理士会がする政治資金規正法上の政治団体に対する政治献金は、それが税理士法改正に関わるものであったとしても、税理士会の目的の範囲外の行為と解される。〔No.2〕
- ウ. 出国の自由は外国人にも保障されるが、再入国する自由については、憲法第22条第2項に基づき、我が国に生活の本拠を持つ外国人に限り、我が国の利益を著しく、かつ、直接に害することのない場合にのみ認められる。〔No.3〕

〔第2問〕(配点：2)

刑事施設の被収容者の人権に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。(解答欄は、〔No.4〕)

- ア. 刑事施設及びその管理態勢に関する現状を前提とした場合、火災が発生する危険性、火災発生時に被収容者が逃走するおそれ、喫煙中の通謀により罪証隠滅がされるおそれなどを考慮すると、未決拘禁者について喫煙の自由を一般に認めないのはやむを得ない措置というべきである。
- イ. 未決拘禁者が刑事施設内で特定の新聞を私費により定期購読することを同施設の長が制限する場合、その態様の合憲性については、当該具体的な事情の下で、より制限的でない他の選び得る手段があるかどうかという基準によって判断されるべきである。
- ウ. 受刑者が国会議員あての請願書の内容を記した手紙を新聞社に送付しようとする場合、刑事施設の長がこれを制限し得るのは、具体的事情の下でそれを許可することが施設内の規律及び秩序の維持等の点において放置できない程度の障害が生ずる相当のがい然性があるときに限られる。

- |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア× イ○ ウ○ | 5. ア○ イ× ウ× | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× |             |

【第3問】（配点：3）

法の下での平等に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に【No.5】から【No.7】）

- ア．国民の租税負担を定めるには、国政全般からの総合的政策判断と、極めて専門技術的な判断が必要となるので、租税法の分野における取扱いの区別は、立法目的が正当で、区別の態様が目的との関連で著しく不合理でない限り、憲法第14条第1項に違反しない。【No.5】
- イ．憲法第14条第1項後段に列挙された事由は例示的なものであって、必ずしもこれに限る趣旨ではない。また、第14条第1項は、合理的理由のない区別を禁止する趣旨であるから、事柄の性質に即応して合理的と認められる区別は許される。【No.6】
- ウ．社会保障給付の受給が争われている場合には、法令等の憲法第25条違反の問題と第14条第1項違反の問題は一括して審査され、法令等の内容が著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱、濫用とみざるを得ない場合を除き、違憲とは判断されない。【No.7】

【第4問】（配点：3）

信教の自由に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に【No.8】から【No.10】）

- ア．信仰の表明としてされた特定の行為が他者の権利・利益に対する現実的・具体的害悪を及ぼす場合には、当該行為の基礎となった信仰自体の反社会性を理由に、国家権力が当該信仰を規制することは許される。【No.8】
- イ．信教の自由は、同じ信仰を有する者が集まることによって宗教的団体を結成する自由をも内容として含むものであるが、このような自由は、宗教法人として法人格を取得することまでも当然に含むものではない。【No.9】
- ウ．自己の信仰と法令上の義務とが衝突していて、仮に法令上の義務を履行することが信仰の否定につながるような場合には、法令上の義務を履行せず自己の信仰を優先する行動をとっても、法令上の規制や処罰を免れる。【No.10】

【第5問】（配点：3）

教科書検定が憲法に違反するか否かに関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に【No.11】から【No.13】）

- ア．教科書検定が憲法第21条第2項に違反しないとされるのは、審査が、教科書の誤記や誤植などの客観的に明らかな誤りがあるか、教科書の内容が教育課程の大綱的基準の枠内にあるかなどの点に限定され、かつ、執筆者の思想の内容にわたらない場合に限られる。【No.11】
- イ．教科書検定が教科書執筆者の表現行為を制限することになるとしても、教育の中立・公正、一定水準の確保等の要請にかんがみれば、検定による表現の自由の制約は合理的で必要やむを得ない限度のものであるから、憲法第21条第1項に違反しない。【No.12】
- ウ．教科書検定は、検定で不合格とされた図書を一般図書として「思想の自由市場」に流通させることを何ら妨げるものではなく、発表禁止目的や発表前の審査等の特質がないから、憲法第21条第2項の「検閲」には当たらない。【No.13】

〔第6問〕（配点：2）

取材の自由に関連する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、〔No.14〕）

ア．民事訴訟法第197条第1項第3号は、「職業の秘密に関する事項について尋問を受ける場合」には、証人は証言を拒否することができるとしており、報道関係者の取材源の秘密は、この「職業の秘密」に当たる。しかし、当該事案において証言拒否が認められるか否かは、さらに比較衡量によって決せられる。

イ．一般人の筆記行為の自由は、報道機関の取材の自由と同様に、憲法第21条の精神に照らして十分尊重に値する。したがって、一般の傍聴者が法廷でメモを取る行為と司法記者クラブ所属の報道機関の記者が法廷でメモを取る行為とを区別することには、合理的理由を見出すことはできない。

ウ．報道機関の取材の手段・方法が、贈賄、脅迫、強要等の一般の刑罰法令には触れなくても、取材対象者の個人としての人格の尊厳を著しくじゅうりんする等法秩序全体の精神に照らして社会観念上是認することができない態様のものである場合には、国家公務員法との関係では、正当な取材行為の範囲を逸脱し違法性を帯びることになる。

- |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× |             |

〔第7問〕（配点：3）

職業の自由を規制する目的に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ「あなたのため」というパターンリズムに基づく規制である場合には1を、それ以外の理由に基づく規制である場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に〔No.15〕から〔No.17〕）

ア．公衆浴場を自由に開設できるようにすると、公衆浴場が濫立し、浴場経営に無用の競争を生じさせ、ひいては浴場の衛生設備が低下することなどが考えられる。それゆえ、公衆浴場の濫立を防止するため、公衆浴場の適正配置を開設の許可要件とする。〔No.15〕

イ．過度の飲酒は、自らの健康を害し、生命を失うこともあり得るが、飲酒量を自己でコントロールすることは難しい。それゆえ、飲酒者の過度の飲酒を防止するため、酒類を提供する飲食店における客一人当たりの酒類販売量を制限する。〔No.16〕

ウ．喫煙は、喫煙者に肺がん等の疾患をもたらし、社会医療費上昇の一因となっている。それゆえ、医療保険制度を通じた国庫補助金の支払等社会医療費の増加抑制のため、テレビにおけるたばこの広告を全面的に禁止する。〔No.17〕

〔第8問〕（配点：2）

学問の自由に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、〔No.18〕）

ア．下級裁判所の裁判例の趣旨によれば、文部科学大臣は、国立大学法人の学長の任命に関し、その者を任命することが不相当と認められるときには、国立大学法人の申出を拒否することができる。なぜなら、学長人事は大学の自治とは無関係であるからである。

イ．最高裁判所の判例によれば、憲法第23条は大学における学術研究活動の自由を保障し、国民一般の学問の自由は憲法第19条及び第21条によって保障される。なぜなら、大学が学術の中心であり、深く真理を探究することが大学の本質であるからである。

ウ．最高裁判所の判例によれば、憲法第23条は、狭義の学問の自由ばかりでなく、大学の自治を制度的に保障する。なぜなら、大学における学問の自由を保障するために、大学の自治が伝

統的に認められているからである。

- |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× |             |

【第9問】(配点：2)

財産権の制限に関する①及び②の最高裁判所の判決に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。(解答欄は、[No.19])

- ① 共有森林分割制限を定める森林法の規定を違憲であると判断した判決（最高裁判所昭和62年4月22日大法廷判決，民集41巻3号408頁）
- ② 上場会社等の役員又は主要株主による当該会社の株式等に係る短期売買利益返還義務を定める証券取引法（現行金融商品取引法）の規定を合憲であると判断した判決（最高裁判所平成14年2月13日大法廷判決，民集56巻2号331頁）
- ア. ①及び②の判決は、財産権に対して加えられる規制が憲法第29条第2項に適合するものであるかどうかは、規制の目的、必要性、内容、その規制によって制限される財産権の種類、性質及び制限の程度等を比較衡量して判断すべきであるとする点で共通する。
- イ. ②の判決は、財産権に対する規制には積極的目的によるものと消極的目的によるものがあることを明示した上、積極的目的による規制の合憲性をより緩やかに認める考え方を明確にしたものである点で、①の判決と異なる。
- ウ. ①及び②の判決は、いずれも、財産権に規制を加える立法について規制目的の正当性は認めている。その上で、規制手段の必要性及び合理性に関して、①の判決はこれが認められないと判断したのに対し、②の判決はこれが認められると判断したものである。

- |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× |             |

【第10問】(配点：2)

憲法第25条が保障する生存権の裁判規範性に関するプログラム規定説によれば、憲法第25条は政治的・道義的義務を国に課したものとどまり、個々の国民に対して具体的権利を保障したものではない。次のアからエまでの各記述のうち、プログラム規定説への批判となるもの二つの組合せを後記1から6までの中から選びなさい。(解答欄は、[No.20])

- ア. 憲法第25条第1項は、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定しており、単なる目標を定めたものではない。
- イ. 憲法が保障する権利は、自由権的基本権と生存権的基本権とに大別され、両者は権利としての内容、その保障方法、そして法的性格が異なる。
- ウ. 「健康で文化的な最低限度の生活」の保障を具体的実現するためには必ず予算を伴うが、予算の配分は国の財政政策の問題である。
- エ. 「健康で文化的な最低限度の生活」の具体的内容を一般的に決定することはできないが、特定の国における特定の時点においては一応客観的に決定することは可能である。

- |        |        |        |        |        |        |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 1. ア イ | 2. ア ウ | 3. ア エ | 4. イ ウ | 5. イ エ | 6. ウ エ |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|

【第11問】（配点：2）

関税法第118条第1項により第三者の所有物を没収することをめぐる最高裁判所の判決（最高裁判所昭和37年11月28日大法廷判決，刑集16巻11号1593頁）に関する次のアからウまでの各記述について，正しいものには○，誤っているものには×を付した場合の組合せを，後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は，[No.21]）

ア．この判決は，所有者たる第三者に告知，弁解，防禦の機会を与えることなく，その所有物を没収することは，適正な法律手続によらないで，財産権を侵害することに外ならず，憲法第31条，第29条に違反するものであることを明らかにした。

イ．この判決は，所有者たる第三者を証人として法廷に召喚し，これに対する証人尋問の際に，第三者没収の趣旨を告知し，弁解，防禦の機会を与えていれば，憲法第31条，第29条に違反するものではないとした。

ウ．この判決は，第三者の所有にかかる物件につき没収の言渡しがあったからといって，被告人においてこれを違憲無効であると主張することは許されないとして，被告人の上告を棄却した。

- |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× |             |

【第12問】（配点：3）

近代憲法における統治機構の基本原理の一つである権力分立は，現代国家においてその形態が大きく変容している。その現代の変容に関する次のアからウまでの各記述について，それぞれ正しい場合には1を，誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は，アからウの順に [No.22] から [No.24]）

ア．20世紀の積極国家・社会国家の要請に伴って行政活動の役割が飛躍的に増大し，行政府が国の基本政策の形成決定に事実上中心的役割を営むようになってきている。そのような状況のもとでは，立法府が行政府をどこまでコントロールできるかが問題となる。[No.22]

イ．議会の多数党が政府を形成する議院内閣制の下では，とりわけ，伝統的な議会と政府の対抗関係は機能不全に陥りがちである。政治部門における権力分立は，むしろ，政府・与党と野党の対抗関係へと機能的に変化する。[No.23]

ウ．とりわけ第二次世界大戦後，議会が制定する法律自体の合憲性を通常裁判所あるいは憲法裁判所が審査する制度を採用する国が増えている。日本の場合は，最高裁判所だけに違憲審査権が付与されているが，立法府と行政府のすべての行為の合憲性を審査しているわけではない。

[No.24]

【第13問】（配点：2）

天皇の地位又は権能に関する次のアからウまでの各記述について，明らかに誤っている記述をすべて挙げたものを，後記1から7までの中から選びなさい。（解答欄は，[No.25]）

ア．天皇の国事行為に関する最高裁判所の判例によれば，内閣の「助言」とは内閣から天皇への事前の申出であり，「承認」とは天皇の行為が「助言」の趣旨に合致するものであると事後に認めることであって，いずれも閣議により決定しなければならないとされている。

イ．天皇の「象徴としての行為」を認める立場からは，天皇が全国植樹祭に出席すること及び魚類学の研究成果を公表することは，いずれも「象徴としての行為」に該当することとなるので，内閣の助言と承認により行われなければならない。

ウ．天皇に対する刑事訴追の可否については憲法上も法律上も明文の定めがないが，摂政や国事行為の臨時代行の委任を受けた皇族がその在任中あるいはその委任がされている間「訴追されない」とする法律の規定から類推して，天皇に対する刑事訴追は許されないものと解される。

1. アイウ 2. アイ 3. アウ 4. イウ 5. ア 6. イ 7. ウ

〔第14問〕（配点：2）

下記文章は、参議院議員選挙における議員定数配分規定の違憲性について、次の①ないし③を含む最高裁判所の判決の流れを述べたものである。文中における（ア）から（ウ）までの各記述（それぞれ下線部分）について、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、〔No.26〕）

- ①昭和58年4月27日大法廷判決，民集37巻3号345頁（最大較差 1対5.26倍）  
②平成8年9月11日大法廷判決，民集50巻8号2283頁（最大較差 1対6.59倍）  
③平成21年9月30日大法廷判決，民集63巻7号1520頁（最大較差 1対4.86倍）

記

①は、憲法が投票価値の平等を要求しているとし、投票価値の著しい不平等状態が生じ、かつ、それが相当期間継続しているにもかかわらず、是正措置を講じないことが国会の裁量権の限界を超えていると判断される場合には違憲となると判示した。その上で、（ア）①は、地方選出議員の地方代表的性格は否定したが、半数改選制、参議院に解散を認めない二院制の本旨といった参議院議員選挙の特殊性を重視して、合憲とした。

その後、平成4年7月施行の参議院議員選挙において最大較差が1対6.59倍に及ぶに至り、（イ）②は、違憲の問題が生じる程度の著しい不平等状態が生じているとしたが、是正のための合理的期間は徒過していないとして、合憲とした。

この②判決の後に施行された選挙は、最大較差が1対5倍前後であり、最高裁判所は著しい不平等状態が生じているという判断をしてこなかったが、較差是正のため国会における不断努力が求められるなどの指摘がされてきた。

それらの判決の流れを受け、（ウ）③は、結論的には合憲としつつも、投票価値平等の観点からは大きな不平等が存し較差の縮小を図ることが求められること、そのためには現行の選挙制度の仕組み自体の見直しが必要となり、国会において速やかに適切な検討が行われることが望まれると判示した。

1. ア○ イ○ ウ○      2. ア○ イ○ ウ×      3. ア○ イ× ウ○  
4. ア○ イ× ウ×      5. ア× イ○ ウ○      6. ア× イ○ ウ×  
7. ア× イ× ウ○      8. ア× イ× ウ×

〔第15問〕（配点：3）

政党に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に〔No.27〕から〔No.29〕）

ア. 日本国憲法には政党にかかわる明文規定はないが、結社の自由が保障され、議院内閣制が採用されていることからすれば、憲法は、国民と議会をつなぐ、言わばパイプ役として、政党の存在を当然予想している。〔No.27〕

イ. 憲法第51条は、国会議員の職務の遂行の自由を保障することを目的として、議員の発言の免責特権を定めている。したがって、議員が所属する政党が、議員の院内での表決等を理由に除名処分を行うことは違憲である。〔No.28〕

ウ. 名簿式比例代表制という選挙方法は、政党が作成した候補者名簿に有権者が投票するので、憲法が保障する直接選挙の原則に反するか否か問題となるが、最高裁判所は、選挙人の総意により当選人が決定される点において、直接選挙の原則に反しないと判示した。〔No.29〕

【第16問】（配点：3）

内閣の法律案提出権については、内閣法第5条においてこれを認める規定があるものの、これを合憲とする立場と違憲とする立場とがある。次のアからウまでの各記述について、それぞれ合憲とする立場の論拠となる場合には1を、論拠とならない場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に [No.30] から [No.32]）

- ア．法律制定は、本来内閣の権限に属するものではない。[No.30]
- イ．現代国家では、積極的に国の施策を具体化する政策立法の必要性が高まっている。[No.31]
- ウ．憲法は、議院内閣制を採用し、国会と内閣との協働を認めている。[No.32]

【第17問】（配点：3）

内閣総理大臣の地位と権能に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に [No.33] から [No.35]）

- ア．内閣総理大臣が欠けたときは、内閣は総辞職しなければならない。なぜなら、憲法は、内閣総理大臣に「首長」たる地位を与えており、これが欠けた場合には内閣の一体性が失われることになるからである。[No.33]
- イ．内閣総理大臣は、国务大臣の任免権を有するから、その意思に反しても一方的にこれを罷免することはできる。ただし、国务大臣を罷免する場合には、閣議において他の国务大臣の承認を求めなければならない。[No.34]
- ウ．最高裁判所の判例の趣旨によれば、内閣総理大臣は、行政各部に対する指揮監督権を有するので、各国务大臣が所管事項についてする行政指導に対し指示を与えることも内閣総理大臣の権限の範囲内というべきである。[No.35]

【第18問】（配点：2）

司法権の範囲ないし限界に関する次のアからウまでの各記述について、最高裁判所の判例の趣旨に照らして、正しいものには○を、誤っているものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、[No.36]）

- ア．自分の居所から遠く不便となることから地方裁判所及び家庭裁判所の支部を廃止する最高裁判所規則が違憲であるとして、その支部の管轄区域内の居住者が取消しを求める訴えは、法律上の争訟に当たらない。
- イ．国家試験における合否の判定は、学問上又は技術上の知識、能力、意見等の優劣、当否の判断を内容とする行為であるから、濫用にわたらない限り当該試験実施機関の裁量に委ねられるべきである。
- ウ．衆議院の解散に対する有効無効の判断は、たとえ法律上可能であっても裁判所の審査権の外にあり、主権者たる国民に対して政治的責任を負う政府、国会等の政治部門に任され、最終的には国民の政治判断に委ねられている。

- |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× |             |



【第19問】（配点：3）

予算の法的性格については、法律とは異なる独自の法形式であるとする見解（予算法規範説）と、法律の一種とする見解（予算法律説）がある。これらの見解に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に【No.37】から【No.39】）

- ア. 予算法規範説は、提出権が内閣に属すること、衆議院に先議権があることなどを根拠とする。それに対して、予算法律説は、予算の制定手続が一般の法律と異なるのは憲法第59条第1項の「憲法に特別の定のある場合」に該当するとする。【No.37】
- イ. 国会が予算に対してどこまで修正をなし得るかについて、予算法規範説は修正に制限は存しないとする。それに対して、予算法律説は、予算の同一性を損なうような大修正はできないとする。【No.38】
- ウ. 予算は成立したのに、その支出を命ずる法律が制定されない場合について、予算法規範説は、内閣が支出を実行できるとする。それに対して、予算法律説は、内閣が法律案を提出して国会の議決を求めるしかないとする。【No.39】

【第20問】（配点：2）

地方自治に関する次のアからウまでの各記述について、aはある見解を要約したものであり、bはそれぞれの見解から導かれる結論である。bがaの結論となるものには○を、結論とならないものには×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、【No.40】）

- ア. a. 地方自治の保障は、いわゆる「制度的保障」を意味し、憲法第92条にいう「地方自治の本旨」とは、国の法律をもってしても侵すことのできない地方自治制度の核心的部分の保障を意味する。
- b. この見解によれば、制度の現状が保障されるので、都道府県を廃止して、道州を導入することは、憲法第92条に反する。
- イ. a. 「地方自治の本旨」とは、国の全域が法律で定める地方公共団体の区域に区分され、その各区域における公共事務が、多かれ少なかれ国から独立に、その地方公共団体の事務として、その住民の参与によって処理される体制を意味する。
- b. この見解によれば、立法政策の当否は別として、市町村だけを地方公共団体としたり、都道府県を統廃合したりすることが、「地方自治の本旨」に反するわけではない。
- ウ. a. 憲法第92条及び第94条により、地方公共団体には自治権の一環として課税権が与えられている。地方公共団体の課税権に関する地方自治法第223条、地方税法第2条の規定は、それを確認している規定である。
- b. この見解によれば、地方公共団体の課税権の税源をどこに求めるか、ある税目を国税とするか地方税とするかなどについての具体化は、法律に委ねられている。

（参照条文）地方自治法

第223条 普通地方公共団体は、法律の定めるところにより、地方税を賦課徴収することができる。

（参照条文）地方税法

第2条 地方団体は、この法律の定めるところによつて、地方税を賦課徴収することができる。

- |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× |             |

【第21問】（配点：2）

次の【甲群】に掲げるアの省令及びイの政令の規定の下線を付した部分が、それぞれ（参照条文）として掲げる法律の委任の範囲を超えており無効であると主張しようとする場合に、次の【乙群】に掲げるAからCまでの主張のうち、どれが最も適切か。政省令と最も適切な主張との組合せを、後記1から9までの中から選びなさい。（解答欄は、[No.41]）

【甲 群】

- ア．銃砲刀剣類登録規則第4条第2項 刀剣類の鑑定は、日本刀であつて、次の各号の一に該当するものであるか否かについて行なうものとする。（以下略）

（参照条文）銃砲刀剣類所持等取締法

第1条 この法律は、銃砲、刀剣類等の所持、使用等に関する危害予防上必要な規制について定めるものとする。

第2条 （略）

2 この法律において「刀剣類」とは、刃渡り15センチメートル以上の刀、やり及びなぎなた、刃渡り5.5センチメートル以上の剣（中略）をいう。

第3条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、銃砲又は刀剣類を所持してはならない。

一～五 （略）

六 第14条の規定による登録を受けたもの（中略）を所持する場合

七～十三 （略）

2～4 （略）

第14条 都道府県の教育委員会は、（中略）美術品として価値のある刀剣類の登録をするものとする。

2 （略）

3 第1項の登録は、登録審査委員の鑑定に基いてしなければならない。

4 （略）

5 第1項の登録の方法、第3項の登録審査委員の任命及び職務、同項の鑑定の基準及び手続その他登録に関し必要な細目は、文部科学省令で定める。

イ．児童扶養手当法施行令第1条の2（平成10年政令第224号による改正前） 法第4条第1項第5号に規定する政令で定める児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。

一 父（母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下次号において同じ。）が引き続き1年以上遺棄している児童

二 父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

三 母が婚姻（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）によらないで懐胎した児童（父から認知された児童を除く。）

四 前号に該当するかどうか明らかでない児童

（参照条文）児童扶養手当法

第1条 この法律は、父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

第4条 （前略）都道府県知事等（中略）は、次の各号のいずれかに該当する児童の母がその児童を監護するとき（中略）は、その母（中略）に対し、児童扶養手当（以下「手

当」という。)を支給する。

- 一 父母が婚姻を解消した児童
- 二 父が死亡した児童
- 三 父が政令で定める程度の障害の状態にある児童
- 四 父の生死が明らかでない児童
- 五 その他前各号に準ずる状態にある児童で政令で定めるもの

2 前項の規定にかかわらず、手当は、児童が次の各号のいずれかに該当するときは、当該児童については、支給しない。

一～五 (略)

六 父と生計を同じくしているとき。ただし、その者が前項第3号に規定する政令で定める程度の障害の状態にあるときを除く。

七 (略)

3 (略)

### 【乙 群】

- A. 政省令への委任を定める法律の規定(以下「委任規定」という。)を文理に即して解釈すると、政省令は法律に違反すると主張する。
- B. 法律が政省令を定める行政庁に専門技術的な裁量を認めていることを重視して委任規定を解釈すると、政省令は法律に違反すると主張する。
- C. 法律の趣旨目的に適合するように委任規定を解釈すると、政省令は法律に違反すると主張する。

- 1. アA イA      2. アA イB      3. アA イC
- 4. アB イA      5. アB イB      6. アB イC
- 7. アC イA      8. アC イB      9. アC イC

### 【第22問】(配点：2)

行政行為に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。(解答欄は、[No.42])

- ア. 最高裁判所の判例によれば、課税処分のように第三者の保護を考慮する必要のない処分は、明白な瑕疵を有していなくても、当然無効となる場合がある。
- イ. 道路交通法に基づく自動車運転免許を受けた者が酒気帯び運転等の道路交通法に違反する行為をしたことを理由として、この者の運転免許を取り消す処分は、学問上の「職権取消し」に当たる。
- ウ. 最高裁判所の判例によれば、特定の者Aによる個室付浴場の営業を阻止しようとする町が、児童福祉法にいう児童福祉施設の周囲200メートル以内においては風俗営業等取締法(現在の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律。以下「取締法」という。)によって個室付浴場の営業が禁止されることに着目し、Aの個室付浴場の開業予定地から200メートル未満の場所において児童福祉施設の設置の認可申請をした場合において、知事が当該申請を容れて行った認可処分に行政権の濫用に相当する違法性があるものとされるときは、Aは、当該処分の取消しを求めることなく営業を開始・継続したとしても、他に取締法に違反するところがないければ、取締法違反の罪によって処罰されない。

- 1. ア○ イ○ ウ○      2. ア○ イ○ ウ×      3. ア○ イ× ウ○
- 4. ア○ イ× ウ×      5. ア× イ○ ウ○      6. ア× イ○ ウ×
- 7. ア× イ× ウ○      8. ア× イ× ウ×

【第23問】（配点：3）

A社は、B県において、産業廃棄物処理施設の設置を計画し、B県知事に対して設置許可の申請をして同許可を得た。しかし、周辺住民は、同施設が許可基準を満たしていないにもかかわらず、虚偽の内容の申請書を提出して同許可を受けたと主張し、B県に同許可を取り消すように求めた結果、B県知事は、同許可を取り消した。次のアからエまでの各記述について、行政手続法に照らし、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に【No.43】から【No.46】）

（参照条文）廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第15条 産業廃棄物処理施設（中略）を設置しようとする者は、当該産業廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2～6 （略）

第15条の3 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該産業廃棄物処理施設に係る第15条第1項の許可を取り消さなければならない。

一、二 （略）

三 不正の手段により第15条第1項の許可又は第15条の2の5第1項の変更の許可を受けたとき。

2 都道府県知事は、前条第1号（注：施設の構造等が技術上の基準等に適合していないと認めるとき）、第2号（注：設置者の能力が基準に適合していないと認めるとき）又は第4号（注：設置者が当該許可に付した条件に違反したとき）のいずれかに該当するときは、当該産業廃棄物処理施設に係る第15条第1項の許可を取り消すことができる。

ア．産業廃棄物処理施設の設置許可は、周辺住民にとっては不利益処分であるため、B県知事は、処分の理由を公示しなければならない。【No.43】

イ．B県知事は、産業廃棄物処理施設の設置許可の取消しをするかどうかについて判断するために必要とされる基準を定めておかなければならないから、これを定めないまま取消処分をすれば、違法事由となる。【No.44】

ウ．B県知事は、A社について、聴聞の手続を執らなければならないが、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間を置いて、A社に対し、予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項、不利益処分の原因となる事実、聴聞の期日及び場所、聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地を書面により通知しなければならないが、周辺住民の意見を聴く公聴会を開催する義務はない。【No.45】

エ．聴聞手続の主宰者は、公正な第三者でなければならないが、B県知事が指名するB県の職員は、聴聞手続を主宰することができない。【No.46】

【第24問】（配点：3）

行政裁量に関する次のアからエまでの各記述について、最高裁判所の判例に照らし、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に【No.47】から【No.50】）

ア．都市計画法に基づいて都市施設の規模、配置等に関する事項を定めるに当たっては、当該都市施設に関する諸般の事情を総合的に考慮した上で、政策的、技術的な見地から判断することが不可欠であるが、このような決定をする行政庁に広範な裁量までは認められていない。【No.47】

イ．公立学校の校長が学生に対し原級留置処分又は退学処分を行うかどうかの判断は、校長の合理的な教育的裁量にゆだねられるべきものである。しかし、退学処分は、学生の身分をはく奪する重大な措置であることなどからすると、当該学生を学外に排除することが教育上やむを得

ないと認められる場合に限って退学処分を選択すべきであり、その要件の認定につき他の処分の選択に比較して特に慎重な配慮を要するものである。[No.48]

ウ. 道路運送法（平成12年法律第86号による改正前のもの）第9条第2項第1号は、運賃の設定及び変更の認可基準の一として、「能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものであること。」との基準を定めているが、その趣旨は、一般旅客自動車運送事業の有する公共性ないし公益性にかんがみ、安定した事業経営の確立を図るとともに、利用者に対するサービスの低下を防止することを目的としたものである。同号の基準は抽象的、概括的なものであり、同基準に適合するか否かは、行政庁の専門技術的な知識経験と公益上の判断を必要とするから、ある程度の裁量的要素があることを否定することはできない。[No.49]

エ. 地方公務員法第28条所定の分限制度は、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から同条に定めるような処分権限を任命権者に認めるとともに、他方、公務員の身分保障の見地からその処分権限を発動し得る場合を限定したものである。分限制度のこのような趣旨・目的に照らし、かつ、同条に掲げる処分事由が被処分者の行動、態度、性格、状態等に関する一定の評価を内容として定められていることを考慮すると、同条に基づく分限処分については、任命権者にある程度の裁量権が認められている。[No.50]

**（参照条文）地方公務員法**

第28条 職員が、左の各号の一に該当する場合においては、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

- 一 勤務実績が良くない場合
- 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 前二号に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合
- 四 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

2～4 （略）

**【第25問】（配点：2）**

行政指導に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、[No.51]）

ア. 行政指導が口頭でされた場合で、相手方からその趣旨や内容、責任者を記載した書面の交付を求められたときは、行政手続法上、当該行政指導に携わる者は、それを交付しなければならない。しかし、災害発生時に緊急避難を勧告する場合のように、相手方に対しその場において完了する行為を求める行政指導については、書面の交付義務はない。

イ. 行政指導は、助言・指導といった非権力的な手段で国民に働きかけ、協力を求めるという形で行われることが多いが、行政手続法は、行政指導そのものを権力的手段、具体的には同法にいう処分に当たる行為をもって行うことも例外的に許容している。

ウ. 法律上、勧告の相手方が勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる規定されている場合には、当該規定に基づいて当該勧告等を公表したとしても、行政手続法第32条第2項違反の問題が生ずることはない。

**（参照条文）行政手続法**

第32条 （略）

2 行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

- |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× |             |

【第26問】（配点：3）

行政計画に関する次のアからエまでの各記述について、法令に照らし、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に【No.52】から【No.55】）

ア．都市計画は、第一種低層住居専用地域の指定など、将来の土地利用の在り方に関し必要な事項を定めるものであるから、道路、公園といった施設を整備する目的で策定されることはない。

【No.52】

イ．市街化区域と市街化調整区域の区分のように、都市計画の内容が私人の土地利用に対して建築制限をもたらす場合には、法律による行政の原理によれば、当該都市計画には法律の根拠を要する。【No.53】

ウ．都市計画の策定に当たっては多様な利害が考慮に入れられるべきであるが、行政手続法によれば、同法の定める意見公募手続の実施までは必要とされていない。【No.54】

エ．都市計画は健康で文化的な都市環境を確保すべきことを基本理念としており、公害防止計画の定められた都市においては、都市計画は当該公害防止計画に適合したものでなければならない。【No.55】

【第27問】（配点：3）

A市は、道路法所定の道路管理者として、国の所有する土地を借り受け、これを市道（以下「本件道路」という。）として管理している。Bは、その自宅前の本件道路上に屋台用の軽トラックを置き、周囲に杭を打つなどして交通妨害行為を繰り返している。この場合において、次のアからエまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に【No.56】から【No.59】）

（参照条文）道路法

第71条 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律又はこの法律に基づく命令の規定によつて与えた許可若しくは承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路（中略）に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分違反している者

二、三 （略）

2～7 （略）

ア．国は、Bに対して、所有権に基づく物権的請求権を有するから、かかるBの妨害を除去する義務を対象として、行政代執行法に基づき、代執行をすることができる。【No.56】

イ．A市が、道路法第71条に基づき、監督処分として本件道路上の軽トラック、杭の撤去及び道路の原状回復を命じた場合、その命令に係る義務は、行政代執行法に基づく代執行の対象となる。【No.57】

ウ．Bの妨害行為について罰則の適用があるとすれば、これにより、行政代執行法第2条の「他の手段によつてその履行を確保することが困難」という要件を欠くことになる。【No.58】

エ．Bの妨害行為に対し、行政代執行法に基づく代執行ができるとした場合、代執行に要した費用を回収するには、民事裁判手続による必要がある。【No.59】

【第28問】（配点：2）

行政上の強制執行及び即時強制に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、[No.60]）

ア．行政上の直接強制は、行政行為中に内包されている義務を執行するものであって、新たな義務を課すものではないから、個別の法律の根拠を必要としない。

イ．行政上の即時強制として行われた継続的性質を有する事実行為の違法を主張し、その差止めや原状回復等を求めるには、民事訴訟の手続によるのであって、行政不服審査法による救済手続によることはできない。

ウ．行政上の即時強制は、行政上の義務の不履行がある場合に、直接、義務者の身体又は財産に実力を加え、義務の内容を実現する作用である。

- |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× |             |

【第29問】（配点：3）

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからウの順に [No.61] から [No.63]）

ア．行政機関の長は、開示請求時点において保有していない行政文書を開示請求に応ずるために作成する義務を負わない。[No.61]

イ．情報公開法は、開示請求の対象である行政文書につき、決裁、供覧等の事案処理手続の終了を要件としていないが、職員の個人的なメモは、開示請求の対象に含まれない。[No.62]

ウ．情報公開法は、公務員等の職務遂行に係る情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分については、これを開示することとしている。[No.63]

【第30問】（配点：2）

食品会社であるXが、食品を輸入しようとしたところ、検疫所長Yから食品衛生法（平成15年法律第55号による改正前のもの。以下「法」という。）第6条に違反する旨の通知（以下「本件通知」という。）を受けたため、その取消しを求めた事案において、本件通知が抗告訴訟の対象となる処分にあたるかどうかについて判断を示した最高裁判所平成16年4月26日第一小法廷判決（民集58巻4号989頁）の次の判示を読み、後記アからオまでの各記述について、誤っているもの二つの組合せを後記1から10までの中から選びなさい。（解答欄は、[No.64]）

「食品衛生法違反通知書による本件通知は、法16条に根拠を置くものであり、厚生労働大臣の委任を受けたYが、Xに対し、本件食品について、法6条の規定に違反すると認定し、したがって輸入届出の届出が完了したことを証する食品等輸入届出済証を交付しないと決定したことを通知する趣旨のものということができる。そして、本件通知により、Xは、本件食品について、関税法70条2項の「検査の完了又は条件の具備」を税関に証明し、その確認を受けることができなくなり、その結果、同条3項により輸入の許可も受けられなくなるのであり、（中略）関税法基本通達に基づく通関実務の下で、輸入申告書を提出しても受理されずに返却されることとなるのである。」

（参照条文）食品衛生法（平成15年法律第55号による改正前のもの）

第6条 人の健康を損なうおそれのない場合として厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める場合を除いては、添加物（天然香料及び一般に食品として飲食に供されている物であつて添加物として使用されるものを除く。）並びにこれを含む製剤及び食品は、これを販売し、又は販売の用に供するために、製造し、輸入し、加工し、使用し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

第16条 販売の用に供し、又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装を輸入しようとする者は、厚生労働省令の定めるところにより、そのつど厚生労働大臣に届け出なければならない。

（参照条文）関税法

第67条 貨物を輸出し、又は輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、当該貨物の品名並びに数量及び価格（中略）その他必要な事項を税関長に申告し、貨物につき必要な検査を経て、その許可を受けなければならない。

第70条 （略）

2 他の法令の規定により輸出又は輸入に関して検査又は条件の具備を必要とする貨物については、第67条（輸出又は輸入の許可）の検査その他輸出申告又は輸入申告に係る税関の審査の際、当該法令の規定による検査の完了又は条件の具備を税関に証明し、その確認を受けなければならない。

3 第1項の証明がされず、又は前項の確認を受けられない貨物については、輸出又は輸入を許可しない。

ア. この判決は、行政庁の行為は、法律の根拠を有しない場合であっても抗告訴訟の対象となる処分にあたり得ることを明らかにしたものである。

イ. この判決によれば、法第16条は、「届け出なければならない」と規定しているが、厚生労働大臣に法第6条違反の有無を認定判断する権限を付与していることになる。

ウ. この判決は、検疫所長による本件通知に法的効力を認めたものである。

エ. この判決によれば、税関長は、本件通知の時点で、関税法第70条第3項に基づき輸入を許可しないという処分をしたことになる。

オ. この判決の考え方に立っても、輸入申告に対する税関長の拒否行為について取消訴訟を提起することは許されると解し得るが、同訴訟においては、法第16条の届出の対象となる食品等



が法第6条に適合するか否かについては争うことができないとされる可能性がある。

- |        |        |        |        |         |
|--------|--------|--------|--------|---------|
| 1. アとイ | 2. アとウ | 3. アとエ | 4. アとオ | 5. イとウ  |
| 6. イとエ | 7. イとオ | 8. ウとエ | 9. ウとオ | 10. エとオ |

【第31問】(配点：2)

裁判所による行政裁量の統制に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものに○，誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。(解答欄は，[No. 65])

ア. 地方自治法第238条の4第7項は、地方公共団体の行政財産の管理者が、行政財産の用途又は目的を妨げる場合にはその使用を許可してはならない旨を定めているが、行政財産の使用を許可するために考慮すべき事項は定めていない。したがって、最高裁判所の判例によれば、裁判所が、地方公共団体の行政財産の管理者が考慮すべき事項を考慮していないことを理由に挙げて、同項による使用不許可処分を違法と判断することはできない。

(参照条文) 地方自治法

第238条の4 1～6 (略)

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

8, 9 (略)

イ. 最高裁判所の判例によれば、裁判所は、地方公共団体が判断の過程において考慮すべき事情を考慮していないことを理由に挙げて、地方公共団体による都市施設に関する都市計画の決定の内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠き違法であると判断することができる。

ウ. 行政処分を行う行政庁に裁量が法律上認められているにもかかわらず、行政庁が裁量の余地はないと判断して行政処分を行った場合、行政庁が裁量権を行使したわけではない。したがって、この場合において、裁判所が、行政庁が裁量権の行使に当たり考慮すべき事項を考慮していないことを理由に挙げて、行政処分を違法と判断することはできない。

- |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× |             |

【第32問】（配点：2）

次の【甲群】に掲げるアからウまでの各事例における原告が訴訟行為をすとした場合、次の【乙群】に掲げるAからDまでの手続のうち、どれが最も適切か。各事例と最も適切な手続の組合せを、後記1から10までのの中から選びなさい。（解答欄は、【No.66】）

【甲 群】

- ア. 処分の取消しの訴えにおいて、出訴期間についての理解に誤りがあったため、原告が、損害賠償請求に改めようとする事例
- イ. 処分の取消しの訴えにおいて、処分の際の教示の不備により処分をした行政庁の所属する公共団体についての理解に誤りがあったため、原告が、被告を改めようとする事例
- ウ. 裁決の取消しの訴えにおいて、裁決の通知を受けた日から6か月を経過した後、原告が、原処分についても取消しを求めようとする事例

【乙 群】

- A. 行政事件訴訟法第15条第1項の規定に基づく被告の変更
- B. 行政事件訴訟法第19条第1項の規定に基づく請求の追加的併合
- C. 行政事件訴訟法第21条第1項の規定に基づく処分又は裁決に係る事務の帰属する国等に対する他の請求への訴えの変更
- D. 民事訴訟法第143条の規定の例による訴えの変更（行政事件訴訟法第7条及び第19条第2項）

（参照条文）行政事件訴訟法

第7条 行政事件訴訟に関し、この法律に定めがない事項については、民事訴訟の例による。

第15条 取消訴訟において、原告が故意又は重大な過失によらないで被告とすべき者を誤つたときは、裁判所は、原告の申立てにより、決定をもつて、被告を変更することを許すことができる。

2～7 （略）

第19条 原告は、取消訴訟の口頭弁論の終結に至るまで、関連請求に係る訴えをこれに併合して提起することができる。（以下略）

2 前項の規定は、取消訴訟について民事訴訟法（平成8年法律第109号）第143条の規定の例によることを妨げない。

第20条 前条第1項前段の規定により、処分の取消しの訴えをその処分についての審査請求を棄却した裁決の取消しの訴えに併合して提起する場合には（中略）、その提起があつたときは、出訴期間の遵守については、処分の取消しの訴えは、裁決の取消しの訴えを提起した時に提起されたものとみなす。

第21条 裁判所は、取消訴訟の目的たる請求を当該処分又は裁決に係る事務の帰属する国又は公共団体に対する損害賠償その他の請求に変更することが相当であると認めるときは、請求の基礎に変更がない限り、口頭弁論の終結に至るまで、原告の申立てにより、決定をもつて、訴えの変更を許すことができる。

2～5 （略）

（参照条文）民事訴訟法

第143条 原告は、請求の基礎に変更がない限り、口頭弁論の終結に至るまで、請求又は請求の原因を変更することができる。（以下略）

2～4 （略）

- |              |             |             |
|--------------|-------------|-------------|
| 1. アA イB ウC  | 2. アB イC ウD | 3. アC イA ウD |
| 4. アB イD ウA  | 5. アC イB ウA | 6. アD イA ウC |
| 7. アC イA ウB  | 8. アD イB ウC | 9. アA イD ウB |
| 10. アD イC ウB |             |             |

【第33問】（配点：3）

A県は、同県内にダム建設を計画し、事業を開始したが、建設予定地内の土地の買収に応じない地権者Bらがいたため、土地収用法に基づく土地の収用を行うこととし、国土交通大臣に対して同法に基づく事業の認定申請をしたところ、同大臣は、事業認定の要件を満たすとして同事業の認定（以下「本件事業認定」という。）をした。次のアからエまでの各記述について、行政事件訴訟法に照らし、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に [No.67] から [No.70]）

- ア. 建設予定地内の地権者は、本件事業認定の名あて人ではないから、出訴期間の制限はなく、本件事業認定の日から1年を経過した後でも、適法に本件事業認定の取消訴訟を提起することができる。[No.67]
- イ. A県の申立てがあれば、裁判所は、同県を訴訟に参加させることができるが、職権で同県を訴訟に参加させることはできない。[No.68]
- ウ. 本件の事業に公益性があるか否か、Bらにどのような不利益があるのかなど本件事業認定の適法性を基礎付ける事実関係は、事実審の口頭弁論終結時の事情に基づいて判断されなければならない。[No.69]
- エ. 裁判所は、本件事業認定が違法であっても、本件事業認定を取り消すことにより公の利益に著しい障害を生ずる場合において、原告の受ける損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮した上、本件事業認定を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認めるときは、請求を棄却することができ、この場合には、当該判決の主文において、本件事業認定が違法であることを宣言しなければならない。[No.70]

【第34問】（配点：2）

地方公共団体の所有する土地をAが権原なく使用していることが判明していながら長期にわたり理由なく放置されている事案において、住民が住民監査請求及び住民訴訟の制度（地方自治法第24条2条以下）を利用しようとするときに関する次のアからウまでの各記述について、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、[No.71]）

- ア. 違法又は不当に「公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実」があると認められるとして住民監査請求をしようとする場合、住民は、一定の数の他の住民とともに、これをする必要がある。
  - イ. 地方自治法には、違法又は不当に「公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実」があると認められるとして適法な住民監査請求がされた場合については、住民訴訟を提起することができる期間に関する規定はない。
  - ウ. 地方公共団体の長又は関係する権限を有する職員について違法又は不当に「公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実」があると認められるとして適法な住民監査請求がされた場合、これをした住民は、長又は当該職員を被告として、当該怠る事実の違法確認の請求をする住民訴訟を提起することができる。
- |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× |             |

〔第35問〕（配点：3）

免許を受けることが法律上必要とされる職業に就いている者に対して、その法律の規定に基づき一定期間の業務の停止の処分がされた事案において、処分を受けた者がその後の間もない時期に行政事件訴訟法（以下「法」という。）第25条の規定に基づく執行停止の申立てをしようとするときに関する次のアからエまでの各記述について、法令又は最高裁判所の判例の趣旨に照らし、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に〔No.72〕から〔No.75〕）

ア. 上記の処分については、処分がされた時にさかのぼって効力の停止を求めることができる。

〔No.72〕

イ. 法第25条第2項の「重大な損害」が生ずるか否かの判断に当たっては、上記の処分を受けた者の社会的信用の低下等を考慮することも否定されない。〔No.73〕

ウ. 上記の処分の取消しを求める本案の終局判決の言渡しよりも前に処分の期間が経過することが確実であるならば、法第25条第2項の「重大な損害を避けるため緊急の必要があるとき」との要件が当然に満たされる。〔No.74〕

エ. 法第25条第4項の「公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき」との要件については、相手方（被申立人）において疎明をする責任を負う。〔No.75〕

〔第36問〕（配点：3）

株式会社Aは、建築基準法第6条の2第1項にいう指定を受けた指定確認検査機関であり、その従業員であるBを確認検査員に選任している。C市内に建築する計画の建築物について、Bの実施する確認（以下「本件確認」という。）がされ、同建築物に関する完了検査が終了したが、同建築物の周辺に居住するDは、同建築物が建築されたことによって生命、身体安全等が害されたなどと主張している。なお、C市には建築主事が置かれている。この場合において、国家賠償に関する次のアからエまでの各記述について、法令又は最高裁判所の判例の趣旨に照らし、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に〔No.76〕から〔No.79〕）

（参照条文）建築基準法

第6条 建築主は、第1号から第3号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（中略）においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定（この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定（以下「建築基準法令の規定」という。）その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。）に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。（以下略）

2～15 （略）

第6条の2 前条第1項各号に掲げる建築物の計画（中略）が建築基準関係規定に適合するものであることについて、（中略）国土交通大臣又は都道府県知事が指定した者の確認を受け、国土交通省令で定めるところにより確認済証の交付を受けたときは、当該確認は前条第1項の規定による確認と、当該確認済証は同項の確認済証とみなす。

2～12 （略）

第77条の2 4 指定確認検査機関は、確認検査を行うときは、確認検査員に確認検査を実施させなければならない。

2～4 （略）

ア. 株式会社Aの確認は、国家賠償法第1条第1項の「公権力の行使」には当たらない。〔No.76〕

- イ. Bは、株式会社Aの従業員であるが、国家賠償法第1条第1項の「公務員」に当たる場合がある。[No.77]
- ウ. 本件確認につきBに故意又は過失があっても、C市に株式会社Aに対する監督義務違反がない場合は、Dは、国家賠償法第1条第1項に基づく賠償を受けられない。[No.78]
- エ. Dが、建築工事の着工前に本件確認の取消訴訟を提起していたが、建築物に関する完了検査終了後、これを国家賠償請求訴訟に訴えを変更するとした場合、C市は、行政事件訴訟法第21条第1項の「事務の帰属する国又は公共団体」に当たる。[No.79]

〔第37問〕（配点：3）

国家賠償法に関する次のアからエまでの各記述について、最高裁判所の判例に照らし、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に [No.80] から [No.83]）

- ア. 国又は公共団体の公務員による一連の職務上の行為の過程において他人に被害を生ぜしめた場合において、それが具体的にどの公務員のどのような違法行為によるものであるかを特定することができなくても、当該一連の行為のうちのいずれかに行為者の故意又は過失による違法行為があったのであれば当該被害が生ずることはなかったであろうと認められ、かつ、それがどの行為であるにせよこれによる被害につき行為者の属する国又は公共団体が法律上賠償の責任を負うべき関係が存在するときは、国又は公共団体は、加害行為不特定の故をもって損害賠償責任を免れることはできないと解されるが、この法理が肯定されるのは、それらの一連の行為を組成する各行為のいずれもが国又は同一の公共団体の公務員の職務上の行為に当たる場合に限られる。[No.80]
- イ. ある事項に関する法律解釈につき異なる見解が対立し、実務上の取扱いも分かれていて、そのいずれについても相当の根拠が認められる場合に、公務員がその一方の見解を正当と解しこれに立脚して公務を遂行したときは、後にその執行が違法と判断されたからといって、直ちに当該公務員に過失があったものとはいえない。[No.81]
- ウ. 国会議員の立法行為は、本質的に政治的なものであって、その性質上法的規制の対象になじまないものであるから、制定された法律の内容が国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白な場合などには、例外的に国会議員の立法行為が国家賠償法上違法であるとの評価を受けることもあり得るが、立法の不作为についてまで国家賠償法上違法であるとの評価を受けることはない。[No.82]
- エ. 国家賠償法第3条第1項所定の公の営造物の設置費用の負担者とは、当該営造物の設置費用につき法律上の負担義務を負う者を意味するから、公の営造物の設置者である地方公共団体に対しその営造物の設置費用に充てるための補助金を交付したにすぎない国が、当該営造物の設置費用の負担者として同項に基づく損害賠償責任を負うことはない。[No.83]

【第38問】（配点：3）

損失補償に関する次のアからエまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に [No.84] から [No.87]）

- ア．収用事業として整備された道路が供用され、通行車両による騒音や振動などで、沿道住民が特別の犠牲を負った場合には、最高裁判所の判例によれば、当該住民に対する損失補償が必要である。[No.84]
- イ．予防接種により重篤な後遺障害をもたらす事故が発生した場合には、伝染病から社会を防衛するという公共目的のために特定個人が特別の犠牲を被ったことから、予防接種により被害を受けた者に対して、最高裁判所は損失補償による救済を認めている。[No.85]
- ウ．火災の際の消防活動において、消防団長が、延焼のおそれはないが消火のために緊急の必要があるとして建築物を破壊した場合、そのために損害を受けた当該建築物の所有者は、損失補償を請求することができる。[No.86]
- エ．都市計画に用途地域が定められたことにより、土地利用規制を受けることになった者は、都市の整備という公共的利益のために自己の土地所有権に対して特別の犠牲を負うことから、都市計画を定めた地方公共団体に対して損失補償を請求することができる旨の規定が、法律で置かれている。[No.87]

【第39問】（配点：2）

行政不服審査法に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、[No.88]）

- ア．行政不服審査法においては、簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図ることのみならず、行政の適正な運営を確保することもその目的とされているから、審査請求の審理が開始した以降は、原則として、審査請求人が審査請求を取り下げることはいできない。
- イ．行政不服審査法においては、行政庁の不作为についての不服申立てをするに当たって、当該不作为庁に上級行政庁がある場合であっても、当該不作为庁に対する異議申立てをすることができるものとされている。
- ウ．行政不服審査法においては、手続の簡易迅速性を確保するという観点から、審査請求及び異議申立てについての審理は書面によるものとされ、審査請求人又は異議申立人が口頭で意見を述べる機会は保障されていない。

- |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× |             |

〔第40問〕（配点：2）

行政組織に関する次のアからウまでの各記述について、法令に照らし、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、後記1から8までの中から選びなさい。（解答欄は、〔No.89〕）

ア． A省とB省の間で所掌事務の範囲をめぐる紛争が生じた場合には、各省設置法で定められた事務配分をめぐる法的紛争が生じていることから、それぞれの行政機関は裁判所に提訴することができる。

イ． 飲食店営業に関して東京都新宿区長Cの有する許可権限が同区職員である保健所長Dに委任された場合であっても、当該権限の行使につき、CはDに対して指揮監督をすることができる。

ウ． 知事が担任する法定受託事務に対し大臣が是正の指示を行った場合において、当該知事は、国地方係争処理委員会に対して審査の申出をすることができ、審査の結果に不服があるときは、裁判所に提訴することができる。

- |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. ア○ イ○ ウ○ | 2. ア○ イ○ ウ× | 3. ア○ イ× ウ○ |
| 4. ア○ イ× ウ× | 5. ア× イ○ ウ○ | 6. ア× イ○ ウ× |
| 7. ア× イ× ウ○ | 8. ア× イ× ウ× |             |

# 短答式試験問題集 [民事系科目]



[民事系科目]

[第1問] (配点：2)

未成年者に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[No. 1])

- ア. 未成年者は、その法定代理人が目的を定めずに処分を許した財産を自由に処分することができる。
- イ. 意思表示の相手方が意思表示を受けた時に未成年者であったときは、その意思表示は効力を生じない。
- ウ. 未成年者は、養親となることができない。
- エ. 未成年者は、遺言をすることができない。
- オ. 未成年者Aの子に対する親権は、Aの親権者がAに代わって行使する。

1. ア イ      2. ア オ      3. イ エ      4. ウ エ      5. ウ オ

[第2問] (配点：2)

Aから動産甲を購入する旨の契約を締結したBが、契約締結時に代金のうち一部を支払い、その後、残代金の弁済を提供して動産甲の引渡しを求めたにもかかわらずAがこれに応ぜず、それから相当期間が経過した後にAがその住所を去って行方が分からなくなった場合に関する次のアからエまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から6までのうちどれか。(解答欄は、[No. 2])

- ア. Aがその財産の管理人を置かないで行方不明になった場合において、家庭裁判所は、Bの請求により、Aの財産の管理について必要な処分を命ずることができる。
- イ. Bは、債権者を確知することができないとの理由により、残代金を供託してその債務を免れることができる。
- ウ. BがAとの売買契約を解除する旨の意思表示は、公示の方法によってすることができるが、BがAの所在を知らないことについて過失があったときは、公示による意思表示は到達の効力を生じない。
- エ. Aがその住所を去った後国外にいた場合、Aの債務不履行を理由とする動産甲に係る売買契約の解除権の消滅時効は、その国外にいる期間その進行を停止する。

1. ア イ      2. ア ウ      3. ア エ      4. イ ウ      5. イ エ      6. ウ エ

[第3問] (配点：2)

取消しに関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[No. 3])

- ア. 第三者の強迫によって不動産の売却を承諾した者は、売買の相手方が強迫の事実を知らなかった場合には、その承諾を取り消すことができない。
- イ. 相手方の詐欺によって不動産の売却を承諾した者は、その承諾を取り消す前に善意の第三者がその不動産を譲り受けて登記を備えた場合において、取消しをその第三者に対抗することができない。
- ウ. 民法上の詐欺に該当しない場合であっても、事業者が不動産の売買契約の締結について勧誘をするに際し、重要事項について事実と異なることを告げたことにより、消費者がその内容が事実であるとの誤認をして契約の申込みをしたときは、消費者は、その申込みを取り消すことができる。
- エ. 未成年の時における不動産の売買により代金債務を負担した者は、成年に達した後にその代金を支払った場合であっても、売買の当時未成年者であったことを理由としてその売買を取り

消すことができる。

オ. 取り消された行為は、初めから無効であったものとみなされるのが原則であるが、婚姻及び養子縁組の取消しは、いずれも将来に向かってのみその効力を生ずる。

1. ア エ      2. ア オ      3. イ ウ      4. イ エ      5. ウ オ

【第4問】(配点：2)

催告に関する次のアからエまでの各記述のうち、正しいものは、後記1から5までのうちどれか。

(解答欄は、[No. 4])

- ア. 被保佐人の締結した契約について、相手方が被保佐人に対して1か月以上の期間を定めて、保佐人の追認を得るべき旨の催告をしたにもかかわらず、被保佐人がその期間内にその追認を得た旨の通知を発しないときは、以後、その相手方は被保佐人が締結した契約であることを理由に契約を取り消されることはない。
- イ. 売買の一方の予約における完結の意思表示について期間を定めなかったときに、予約者が相手方に対し、相当の期間を定めて、売買を完結するかどうかを確答すべき旨の催告をしたにもかかわらず確答がなかったときは、予約者は、相手方に対し、売買契約の履行を請求することはできない。
- ウ. 債務不履行責任を負う契約当事者が、相手方に対し契約を解除するかどうかを確答すべき旨の催告をしたにもかかわらず確答がなかったときは、以後、その当事者は、相手方から損害賠償の請求を受けることはない。
- エ. 無権代理人の締結した契約について、相手方が本人に対して、相当の期間を定めて、追認するかどうかを確答すべき旨の催告をしたにもかかわらず確答がなかったときは、その相手方は、本人に対して、契約の履行を請求することができる。

1. ア      2. イ      3. ウ      4. エ      5. 正しいものはない

【第5問】(配点：2)

条件及び期限に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[No. 5])

- ア. 判例によれば、条件の成就によって利益を受ける者が故意に条件を成就させた場合には、相手方は、条件が成就していないものとみなすことができる。
- イ. 相殺の意思表示には、期限を付することはできるが、条件を付することはできない。
- ウ. 金銭債務の債務者が担保を提供する義務を負う場合において、担保を提供しないときは、債務者は、期限の利益を主張することができない。
- エ. 相当の期間を定めて催告をするのと同時に、その期間内に履行されないことを停止条件として解除の意思表示をしても、その解除は無効である。
- オ. 停止条件付の法律行為は、その条件が単に債務者の意思のみに係るときは、無効である。

1. ア ウ      2. ア エ      3. イ エ      4. イ オ      5. ウ オ

【第6問】(配点：2)

消滅時効の中断に関する次のアからエまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から6までのうちどれか。(解答欄は、[No. 6])

- ア. AがBに対して有する債権をCが連帯保証し、Cに対するAの連帯保証債権を担保するため、Dが物上保証人になった場合において、AがDに対して担保不動産競売を申し立て、その手続が進行することは、Bの主債務の消滅時効の中断事由に該当する。
- イ. 物上保証人に対する担保不動産競売の申し立てにより、執行裁判所が競売開始決定をし、これが債務者に送達された場合には、債権者の債務者に対する被担保債権について消滅時効は中断する。
- ウ. 強制競売の手続において執行力のある債務名義の正本を有する債権者がする配当要求は、差押えに準ずるものとして、配当要求に係る債権につき時効中断の効力を生ずる。
- エ. 強制競売の手続において催告を受けた抵当権者がする債権の届出は、破産手続参加に準ずるものとして、その届出に係る債権につき時効中断の効力を生ずる。

1. ア イ    2. ア ウ    3. ア エ    4. イ ウ    5. イ エ    6. ウ エ

【第7問】(配点：2)

占有に関する次のアからエまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から6までのうちどれか。(解答欄は、[No. 7])

- ア. 占有主体に変更があって承継された二個以上の占有が併せて主張された場合は、占有者の善意無過失は、最初の占有者の占有開始時に判定される。
- イ. 他主占有の相続人が独自の占有に基づく取得時効の成立を主張する場合、その占有が所有の意思に基づくものでないことについて、取得時効の成立を争う者が主張立証しなければならない。
- ウ. 権利能力なき社団の占有する不動産を、法人格を取得した以降、当該法人が引き継いで占有している場合には、当該不動産の時効取得について、その法人格取得の日を起算点として主張することはできない。
- エ. 他人の所有地上の建物に居住している者がその敷地を占有する権原については、その者がその権原の主張立証責任を負う。

1. ア イ    2. ア ウ    3. ア エ    4. イ ウ    5. イ エ    6. ウ エ

【第8問】(配点：2)

差止請求権等の他人に対し行為を請求する権利に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[No. 8])

- ア. 裁判所は、他人のプライバシーを侵害した者に対し、被害者の請求により、損害賠償に代え、プライバシーを保護するのに適当な処分を命ずることができる。
- イ. 隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、自らその枝を切除することはできるが、その竹木の所有者に、その枝を切除させることはできない。
- ウ. 一般財団法人の理事が専ら法人の業務として管理している物を他人が侵奪した場合において、その他人に対し占有回収の訴えを提起して返還を請求することができる者は、その一般財団法人であり、理事個人ではない。
- エ. 親権者の下で監護されている幼児で意思能力のないものを連れ去り、その子を不当に拘束している者に対しては、人身保護法に基づく救済を請求することができる。
- オ. 通行のために設定された地役権を有する者は、承役地のうち通路として開設された部分に物件を置いて通行を困難にする者に対し、通路である土地の部分の明渡しを請求することができる。

る。

1. ア ウ      2. ア エ      3. イ ウ      4. イ オ      5. エ オ

【第9問】（配点：2）

付合と従物に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は，【No.9】）

- ア. 土地を使用する権原のない者が作物の種をまき、これを自ら育てた場合には、生育中の作物の所有権は、種をまいた者に帰属する。
- イ. 所有者を異にする数個の動産が結合して、損傷することなく分離することができなくなった場合には、その合成物の所有権は、主たる動産の所有者に帰属する。
- ウ. ガソリンスタンドが営まれている借地上の店舗用建物に設定された抵当権が実行された場合において、競売手続によりその所有権を取得した者は、抵当権設定時に存した地下タンクの所有権をも取得する。
- エ. 建物の賃借人は、賃貸人の承諾を得て建物に増築を行っても、増築部分が取引上の独立性を有しない場合には、当該増築部分の所有権を取得しない。
- オ. 付合した動産について主従の区別をすることができないときは、各動産の所有者のうち一人又は数人の請求により、裁判所がその所有者を定める。

1. ア イ      2. ア オ      3. イ ウ      4. ウ エ      5. エ オ

【第10問】（配点：2）

共有に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は，【No.10】）

- ア. 共有者全員が賃貸人となり共有物を目的とする賃貸借契約が締結された場合、その賃貸借契約を解除するには、共有者全員が解除権を行使しなければならない。
- イ. A、B及びCが共有者である共有不動産についての裁判による分割において、AとBが原告となり、Cを被告として分割請求をした場合、Cの持分の限度で現物を分割し、残りの部分をAとBの共有とする方法は許される。
- ウ. 組合財産である不動産について、所有権を有しないにもかかわらず登記簿上その所有者としての登記が行われている者に対して、組合員の一人が単独で登記の抹消を請求することはできない。
- エ. 被相続人が遺言をしないで死亡したことにより相続人の共有となった財産の分割は、裁判所が判決手続によって行うことができない。
- オ. 要役地の共有者の一人のために時効の中断がある場合であっても、他の共有者との関係では、消滅時効は進行する。

1. ア イ      2. ア オ      3. イ エ      4. ウ エ      5. ウ オ

【第11問】（配点：2）

質権に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものはどれか。（解答欄は、[No.11]）

1. 質権者は、質物の所有者の承諾がなくても、質物をさらに質入れすることができる。
2. 動産質は、引渡しがなければ効力を生じないことから、同一の動産について、複数の質権が設定されることはない。
3. 不動産質権者は、不動産を使用収益することができるから、当事者間で特約をしても利息を請求することはできない。
4. 法人を債権者とする指名債権の債権質については、確定日付のある証書をもってする通知又は承諾によってのみ、債務者以外の第三者に対する対抗要件を具備することができる。
5. 動産質の質権者が第三者に占有を奪われた場合、質権に基づいて返還請求をすることができる。

【第12問】（配点：2）

AのBに対する1000万円の債権を担保するために甲土地及び乙土地に第一順位の抵当権が設定された場合に関する次の1から4までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを2個選びなさい。なお、各記述において、競売の結果として債権者に配当することが可能な金額は、甲土地及び乙土地のいずれについてもそれぞれ1000万円であり、また、各債権者が有する債権の利息及び損害金は考慮しないものとする。（解答欄は、[No.12]、[No.13] 順不同）

1. 甲土地及び乙土地をBが所有し、甲土地にCが1000万円の債権を担保するために第二順位の抵当権の設定を受けている場合、甲土地及び乙土地が同時に競売されたときは、Cは1000万円の配当を受けることができる。
2. 甲土地及び乙土地をBが所有し、甲土地にCが1000万円の債権を担保するために第二順位の抵当権の設定を、乙土地にDが1000万円の債権を担保するために第二順位の抵当権の設定をそれぞれ受けている場合、甲土地のみが競売されたときは、その後の乙土地の競売の際に、C及びDはそれぞれ500万円の配当を受けることができる。
3. 甲土地をBが、乙土地をEが所有し、甲土地にCが1000万円の債権を担保するために第二順位の抵当権の設定を、乙土地にDが1000万円の債権を担保するために第二順位の抵当権の設定をそれぞれ受けている場合、甲土地のみが競売されたときは、その後の乙土地の競売の際に、Cは配当を受けることができず、Dは1000万円の配当を受けることができる。
4. 甲土地をBが、乙土地をEが所有し、甲土地にCが1000万円の債権を担保するために第二順位の抵当権の設定を、乙土地にDが1000万円の債権を担保するために第二順位の抵当権の設定をそれぞれ受けている場合、乙土地のみが競売されたときは、その後の甲土地の競売の際に、Cは1000万円の配当を受けることができ、Dは配当を受けることができない。

【第13問】（配点：2）

AがBに対し有する甲債権を担保するため、Bが所有する乙土地を目的とする第一順位の抵当権が設定されてその旨が登記され、また、Cが保証人となった場合に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。（解答欄は、[No.14]）

1. 乙土地について第二順位の抵当権の設定を受けその旨の登記をしているDに対しAが抵当権の順位を譲渡する場合において、その旨をAが債権譲渡の対抗要件に関する規定に従いBに通知したときには、Dは、Cに対し抵当権の順位を譲渡を受けたことを対抗することができる。
2. Bに対して債権を有するEに対しAが抵当権を譲渡する場合において、その旨をAが債権譲渡の対抗要件に関する規定に従いBに通知したときには、Eは、Cに対し抵当権の譲渡を受けたことを対抗することができる。
3. Dに対しAが抵当権の順位を譲渡したにもかかわらずその旨の登記がされていない場合にお

いて、Aが乙土地の抵当権をEに譲渡してその旨の登記をしたときには、Eは、Dに対し抵当権の譲渡を受けたことを対抗することができる。

4. CがAに対し保証債務の全額を弁済して乙土地のAの抵当権に代位の登記をしたときには、その後、Bが乙土地をFに譲渡してその旨の登記がされても、Cは、乙土地にAが有していた抵当権を行使することができる。

5. Aが、Bに対し有する甲債権をGに譲渡し、その旨をBに通知した場合において、Gから保証債務の履行を請求する訴訟を提起されたCは、Cに対する債権譲渡の通知がされるまで保証債務を弁済しない旨の抗弁を提出して請求棄却の判決を得ることができる。

【第14問】（配点：2）

債権の目的に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.15]）

ア. 特定物の引渡しを目的とする債権の債務者は、その引渡しをするまで、自己の財産に対するのと同様の注意をもって、その物を保存すべき義務を負う。

イ. 外国の通貨で債権額を指定したときであっても、債務者は、外国の通貨でなく日本の通貨で弁済をすることができる。

ウ. 弁済期が到来した利息債権は、元本債権から分離して譲渡することができない。

エ. 債権の目的が数個の給付の中から選択によって定まるときは、その選択権は、特約のない限り、債権者に帰属する。

オ. 債権の目的が2個の給付の中から選択によって定まる場合に、選択権を有しない当事者の過失によらないで、その給付の一方が後に至って不能となったときは、債権の目的は他方に特定する。

1. ア ウ      2. ア エ      3. イ ウ      4. イ オ      5. エ オ

【第15問】（配点：3）

債権の効力に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.16]）

ア. 債務者が債務を弁済しない場合に、債権者がその債務の履行を請求する訴えを提起しないという当事者間の合意は、無効である。

イ. 債務者が債務を弁済しない場合に、債権者がその債務に係る強制執行をしないという当事者間の合意は、無効である。

ウ. 組合の債務者は、その債務と組合員に対する債権とを相殺することができない。

エ. ある債務の消滅時効の完成後に、債務者がそのことを知らずにその債務を弁済したときは、債務者は、不当利得として弁済金相当額の返還を請求することができる。

オ. 限定承認をした相続人に相続債務の支払を命ずる判決には、相続財産の限度で支払を命ずる旨の留保をしなければならない。

1. ア ウ      2. ア エ      3. イ エ      4. イ オ      5. ウ オ

【第16問】（配点：2）

安全配慮義務に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.17]）

- ア. 使用者が労働者に対して負担する安全配慮義務に違反したことを理由として損害賠償を請求する訴訟においては、損害賠償を請求する者が、使用者の義務内容を特定し、かつ、義務違反に該当する事実を主張立証する責任を負う。
- イ. 安全配慮義務に違反したことを理由として損害賠償を請求する場合には、使用者が負う損害賠償債務は、請求を受けた日が経過した時から遅滞に陥る。
- ウ. 安全配慮義務は、使用者が労働者の生命及び健康等の安全を確保する包括的な義務であるから、使用者の履行補助者が道路交通法に基づいて負うべき注意義務に違反した場合には、その注意義務違反を理由として、使用者の安全配慮義務違反が認められる。
- エ. 労働者の勤務場所に第三者が侵入して労働者に危害を加えた場合には、その第三者による故意の加害行為が介在していることから、使用者は、安全配慮義務違反による損害賠償責任を負うことはない。
- オ. 安全配慮義務は、特別な社会的接触の関係に入った当事者間において信義則上認められるものであるから、元請企業が下請企業を用いる場合には、元請企業は、下請企業に雇用される労働者に対しても、安全配慮義務を負うことがある。

1. ア イ      2. ア ウ      3. イ オ      4. ウ エ      5. エ オ

【第17問】（配点：2）

損害賠償に関する次の1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものはどれか。（解答欄は、[No.18]）

- 1. 弁済期の定めのない金銭消費貸借契約から発生した貸金債権は、貸主が相当の期間を定めずに催告をしても、相当の期間を経過した時から遅滞に陥る。
- 2. 善意の不当利得者の返還債務は、債務者が履行の請求を受けた日が経過した時から遅滞に陥る。
- 3. 不法行為と相当因果関係に立つ損害である弁護士費用の損害賠償請求権は、弁護士費用を支出した日が経過した時から遅滞に陥る。
- 4. 受任者は、委任事務を処理するため自己に過失なく損害を受けたときは、委任者に対し、その賠償を請求することができる。
- 5. 不動産の売買契約において、その財産権移転義務が売主の責めに帰すべき事由により履行不能となった場合には、買主は、契約を解除することなく填補賠償を請求することができる。

【第18問】（配点：2）

保証に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.19]）

- ア. 不動産の売買契約における売主の債務を保証することはできない。
- イ. 貸金等根保証契約においては、元本の確定期日を定めた場合であっても、極度額を定めなければ、その効力を生じない。
- ウ. 身元保証人たる地位は、身元保証人が死亡した場合には相続されない。
- エ. 賃貸借契約において賃借人が貸貸人に対して負う債務を期間の定めなく保証した保証人は、保証契約の成立後相当の期間が経過したときは、保証契約を将来に向けて解約することができる。
- オ. 賃貸借契約において賃借人が貸貸人に対して負う債務を期間の定めなく保証した保証人は、賃貸借契約の存続期間中に賃借人が死亡し、その相続人が賃貸借契約上の地位を承継したとき

は、その承継後に生じた賃借人の債務につき責めを負わない。

1. ア ウ      2. ア エ      3. イ ウ      4. イ オ      5. エ オ

〔第19問〕（配点：3）

債権の譲渡及び契約上の地位の移転についての主張立証責任に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.20〕）

ア. 無断転貸を理由に賃貸借契約を解除して、賃借人に対し目的物の返還を求める賃貸人は、転貸借につき自らが承諾をしていないことを主張立証する必要はない。

イ. 譲渡禁止特約付債権が譲渡され、譲受人が債務者に対し譲渡債権の履行を請求する場合、譲受人は、自己が譲渡禁止特約を知らなかったことを主張立証しなければならない。

ウ. 自己所有建物を賃貸して賃借人に引き渡していた者がこの建物を譲渡した場合において、建物の譲受人が賃借人に対し賃料の支払を求めるとき、建物の譲受人は、建物所有権移転登記を了していれば、賃貸人の地位の移転につき賃借人の承諾があったことを主張立証する必要はない。

エ. 債権が二重に譲渡されたが、債務者がいずれの譲受人にも弁済していない場合において、譲受人の一人が債務者に対し譲受債権の履行を請求するとき、この譲受人は、競合する債権譲渡よりも前に自己への譲渡につき債権譲渡の第三者に対する対抗要件を具備したことを主張立証しなければならない。

オ. 債権の譲受人が債務者に対して譲受債権の履行を請求してきたときに、債務者がこれを拒むためには、債権譲渡の通知がなくその承諾もないことを主張立証する必要はない。

1. ア ウ      2. ア エ      3. イ エ      4. イ オ      5. ウ オ

〔第20問〕（配点：2）

債務の引受けに関する次の1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものはどれか。（解答欄は、〔No.21〕）

1. 免責的債務引受は、債権者、債務者及び引受人の三者の合意によらなければ、効力を生じない。

2. 主たる債務について免責的債務引受がされた場合には、保証債務は存続する。

3. 債権者と引受人との間の合意による併存的債務引受は、債務者の意思に反してすることはできない。

4. 債務者と引受人との間の合意により併存的債務引受がされた場合には、債権者が受益の意思を表示した時に、債権者の引受人に対する債権が発生する。

5. 併存的債務引受がされた場合には、引受人は、引受けに係る債務の消滅時効期間が債務引受までに満了したとしても、その時効を援用することができない。



【第21問】（配点：2）

弁済の提供に関する次の1から5までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものはどれか。（解答欄は，[No.22]）

1. 金銭債務の債務者が弁済のため債権者に提供した額が債務の額にわずかに不足する場合であっても、債務の全額を提供していない以上、弁済の提供の効力が生ずることはない。
2. 金銭債務の債務者が現金を債権者の住所に持参して受領を催告したにもかかわらず、債権者がその受領を拒絶した場合には、債権者の面前に現金を提示しなくても、現実の提供となる。
3. 弁済の準備ができない経済状態にあるため口頭の提供をすることができない債務者は、債権者が弁済を受領しない意思が明確な場合であっても、弁済の提供をしないことによる債務不履行の責任を免れない。
4. 金銭債務の債務者が債務の弁済期に現実の提供をしたが、債権者がその受領を拒絶した場合には、債務者は、提供後の遅延損害金の支払義務を負わない。
5. 債務者が金銭債務の弁済のために債務者個人が振り出した小切手を提供しても、債務の本旨に従った弁済の提供とならない。

【第22問】（配点：2）

贈与に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものを2個選びなさい。（解答欄は，[No.23]，[No.24] 順不同）

1. 書面によらない贈与の受贈者は、贈与者に対して贈与の履行を求めることができない。
2. 特定物を受贈者の負担なく贈与する場合において、目的物に瑕疵があることを贈与者が知らずに贈与したときには、その瑕疵について贈与者は担保責任を負わない。
3. 判例によれば、書面によらない不動産の贈与において、受贈者に登記を移転すれば、引渡し未了でも、贈与者は贈与を撤回することができない。
4. 判例によれば、贈与において、受贈者にあてた書面がなければ、贈与者は書面によらない贈与として、これを撤回することができる。
5. 死因贈与は、贈与者の単独の行為によってすることができる。

【第23問】（配点：2）

賃貸借契約に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は，[No.25]）

- ア. 賃借人が、賃貸借の目的物について、目的物を通常の使用収益に適する状態で保存するために必要な費用を支出した場合は、賃貸人に対し、賃貸借の終了を待ってその償還を請求することができる。
- イ. 判例によれば、賃貸借の目的物が譲渡され、その譲受人が賃貸人たる地位を承継した場合において、その承継前に、賃借人が従前の賃貸人に対して賃貸借契約上の未履行の債務を負担していたときには、敷金は従前の賃貸人に対する上記債務の弁済に充当され、残額があれば、その返還債務が譲受人に承継される。
- ウ. 賃借権が譲渡され、これについて賃貸人の承諾がある場合には、賃貸借関係が同一の内容で譲受人に移転し、従前の賃借人が賃貸人に対して負っていた目的物の保管義務違反による損害賠償債務も当然に譲受人に移転する。
- エ. 期間の定めのない賃貸借は、いつでも解約の申入れをすることができ、これによって賃貸借は直ちに終了する。
- オ. 動産の賃借人が、その所有者である賃貸人の承諾を得てこれを転借人に転貸していたところ、賃借人と賃貸人との間の賃貸借の期間が満了し、同賃貸借が更新されなかった場合、賃貸人は転借人に対して、所有権に基づいて目的物の返還を請求することができる。

1. ア ウ      2. ア エ      3. イ エ      4. イ オ      5. ウ オ

【第24問】（配点：2）

Aが所有する土地をAから建物所有目的で賃借したBが、同土地上に自ら建築して所有する建物をCに賃貸して引き渡した場合に関する次のアからエまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から6までのうちどれか。（解答欄は，【No.26】）

ア. BがCに対し建物を賃貸することをAが承諾していない場合において、Aは、この建物賃貸がBのAに対する背信行為でないと認められる特別の事情のあるときを除き、Cに対し建物の明渡しを請求することができる。

イ. AとBが土地の賃貸借を解除する旨の合意をした場合において、Aは、特別の事情のない限り、Cに対し土地の賃貸借の終了を主張することができない。

ウ. AがBの賃料不払を理由に土地の賃貸借を解除した場合において、Cは、Aが土地の賃料の支払をCに対し催告しなかったことを理由に、土地の賃貸借の終了を否定することができない。

エ. Aが土地の賃料の支払をCに対し催告した場合において、Cは、Bの意思に反するときは、この催告に応じて賃料を支払うことができない。

1. ア イ      2. ア ウ      3. ア エ      4. イ ウ      5. イ エ      6. ウ エ

【第25問】（配点：2）

請負契約に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。（解答欄は，【No.27】）

1. 請負契約は、報酬額が具体的に定められていない場合であっても、報酬額の決定方法が定められていれば成立する。

2. 判例によれば、請負人が注文者に対して報酬請求をしたのに対して、注文者が目的物の瑕疵修補に代わる損害賠償請求権を自働債権とする相殺の意思表示をした場合、注文者は、請負人に対する相殺後の報酬債務について、相殺適状時から履行遅滞による責任を負う。

3. 請負人が注文者に対して報酬請求をした場合に、仕事の目的物に瑕疵があり、注文者が瑕疵の修補を請求したときは、注文者は、報酬の支払を拒むことができる。

4. 判例によれば、建築請負の仕事の目的物である建物に重大な瑕疵があるためにこれを建て替えるを得ない場合には、注文者は、請負人に対し、建物の建替えに要する費用相当額を損害としてその賠償を請求することができる。

5. 判例によれば、請負人が仕事を完成しない間は、注文者はいつでも損害を賠償して契約の解除をすることができるが、仕事の内容が可分であり、既にその一部が完成し、完成部分が注文者にとって有益なものである場合には、注文者は、未完成部分に限り契約の解除をすることができる。

【第26問】（配点：2）

委任契約に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.28]）

- ア. 委任者と受任者との間で報酬を支払う旨の合意がされた場合であっても、委任事務の履行の中途において、受任者が委任契約を解除したときは、受任者は、報酬の支払を請求することができない。
  - イ. 受任者は、委任事務を処理するのに必要と認められる費用を支出したときは、委任者に対し、その費用及び支出の日以後におけるその利息の償還を請求することができる。
  - ウ. 受任者が、委任事務を処理するに当たって、金銭その他の物を受け取ったときは、直ちにこれを委任者に引き渡さなければならない。
  - エ. 受任者が委任事務を処理するために善良な管理者の注意をもって支出した費用は、それが、後日の結果からみて必要ではなかった場合であっても、委任者に対しその償還を請求することができる。
  - オ. 任意後見契約は、公正証書に限らず、その他の書面によってもすることができる。
1. ア イ      2. ア オ      3. イ エ      4. ウ エ      5. ウ オ

【第27問】（配点：2）

契約当事者間で債務の履行を請求する訴訟において請求原因として主張立証すべき事実に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものはどれか。（解答欄は、[No.29]）

- 1. 不動産の売買契約に基づき代金の支払を請求する訴訟においては、売買契約が締結されたこと及び代金債権の履行期の定めを請求原因として主張立証しなければならない。
- 2. 不動産の売買契約に基づき目的物の引渡しを請求する訴訟においては、売買契約が締結されたこと及び同契約の締結当時目的物の所有権が売主に帰属していたことを請求原因として主張立証しなければならない。
- 3. 動産の賃貸借契約の終了に基づき目的物の返還を請求する訴訟においては、賃貸借契約の締結、これに基づく目的物の引渡し及び賃貸借契約の終了原因事実を請求原因として主張立証しなければならない。
- 4. 委任契約に基づき受任者が費用の前払を請求する訴訟においては、委任契約が締結されたこと及び委任の報酬の定めを請求原因として主張立証しなければならない。
- 5. 請負契約に基づき報酬の支払を請求する訴訟においては、請負契約が締結されたこと及び仕事の目的物の引渡しを要するときはこれを引き渡したことを請求原因として主張立証しなければならない。

【第28問】（配点：2）

不当利得に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものはどれか。（解答欄は、[No.30]）

- 1. 不当利得における悪意の受益者は、その受けた利益に利息を付して返還しなければならず、なお損害があるときはその賠償の責任も負う。
- 2. 債務が存在しないにもかかわらず、その事実を知り、又は過失により知らないで、債務の弁済として給付をした者は、その給付したものの返還を請求することができない。
- 3. 債務者は、錯誤により弁済期にあると誤信して、弁済期にない自己の債務の弁済として給付をした場合には、その給付の返還を請求することができる。
- 4. 第三者による弁済も有効であるから、錯誤により他人の債務を弁済した場合であっても、その弁済をした者は、債権者に対して返還を請求することはできない。
- 5. 判例によれば、強行法規に違反する給付は、不法な原因のために給付をしたものとして、返還を請求することができない。

【第29問】（配点：2）

Aは自転車を運転して歩道上を走行中、前方不注意により、歩行者Bに衝突し、Bが負傷した。この事例に関する次のアからエまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から6までのうちどれか。（解答欄は、【No.31】）

ア. Aが5歳の幼児である場合、AはBに対して損害賠償義務を負うことはなく、Aの親権者であるCが、Aに対する監督義務を怠らなかったとき及びその義務を怠らなくても損害が生ずべきであったときを除き、Bに対して損害賠償義務を負う。

イ. 判例によれば、Aが14歳の中学生である場合、AはBに対して損害賠償義務を負い、Aの親権者であるCはBに対して損害賠償義務を負うことはない。

ウ. 判例によれば、AがD社の従業員であり、D社の業務中に自転車を運転していた場合、D社がBに対して損害額全額を賠償したときは、D社はAに対して信義則上相当と認められる限度において求償することができる。

エ. BがAに対し損害賠償請求をする場合、Aの過失を主張立証する必要はないが、Bの損害の発生及びその額を主張立証する必要がある。

1. ア イ    2. ア ウ    3. ア エ    4. イ ウ    5. イ エ    6. ウ エ

【第30問】（配点：2）

次のアからオまでの各権利のうち、形成権としての性質を有するものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No.32】）

ア. 根抵当権の元本が確定した後の極度額減額請求権

イ. 建物の所有を目的とする土地の賃貸借における賃料減額請求権

ウ. 建物の賃貸借が終了した後の敷金返還請求権

エ. 動産が付合したときの従たる動産の所有者が有する償金請求権

オ. 表見相続人に対する真正相続人の相続回復請求権

1. ア イ    2. ア ウ    3. イ エ    4. ウ オ    5. エ オ

【第31問】（配点：2）

親族に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No.33】）

ア. 妻の親と夫の親とは姻族である。

イ. 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養する義務があり、家庭裁判所は、特別の事情があるときは、3親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

ウ. 配偶者は、1親等の姻族である。

エ. 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者については、その者の4親等の親族は、家庭裁判所に後見開始の審判の申立てをすることができる。

オ. 直系血族及び3親等内の傍系血族の間では、婚姻することができないので、養子と養親の実子は婚姻することができない。

1. ア ウ    2. ア オ    3. イ エ    4. イ オ    5. ウ エ

【第32問】（配点：2）

養子縁組に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.34]）

- ア. 養子となるべき者が尊属又は年長者であるときは、これを養子とすることはできない。
- イ. 未成年者を養子とする養子縁組は、自己又は配偶者の直系卑属を養子とする場合を除き、家庭裁判所の許可の審判があった時に成立する。
- ウ. 配偶者のある者が養子となる縁組をするには、配偶者とともに縁組をする場合又は配偶者がその意思を表示することができない場合を除き、その配偶者の同意を得なければならない。
- エ. 養子縁組をした養子に子がある場合、養子縁組の日から、養子の子と養親との間において血族間におけるのと同じの親族関係を生ずる。
- オ. 特別養子縁組の養親となる夫婦の一方のみが25歳に達していない場合は、その者が20歳に達していれば、夫婦が共に特別養子縁組の養親となることができる。

1. ア エ      2. ア オ      3. イ ウ      4. イ エ      5. ウ オ

【第33問】（配点：2）

未成年であるAの母はBであり、父はCであるが、BがAの親権者であり、BとCは婚姻をしていない場合に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.35]）

- ア. BがAの監護に関して第三者と法律行為をしたときに、Cは、これによって生じた債務について、連帯してその責任を負う。
- イ. Aが単独で第三者と法律行為をしたがCがこれを追認したときは、Bは、当該法律行為を取り消すことができない。
- ウ. AがCを殺害しようとしたために刑に処せられた場合において、Aは、Cの相続人となることができない。
- エ. DがAを殺害した場合において、B及びCは、Dに対し、それにより被った精神的損害の賠償を請求することができる。
- オ. 家庭裁判所は、Bの意思に反しない場合において、Aの利益のため必要があると認めるときは、Aの親族の請求によって、BとともにCを親権者と定める審判をすることができる。

1. ア イ      2. ア オ      3. イ ウ      4. ウ エ      5. エ オ

【第34問】（配点：2）

相続人に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものを2個選びなさい。（解答欄は、[No.36]、[No.37] 順不同）

- 1. 被相続人の兄弟姉妹が相続人となるべき場合、兄弟姉妹のうち相続の開始以前に死亡した者についてはその者の子が代襲して相続人となり、代襲者も相続の開始以前に死亡したときは代襲者の子が相続人となる。
- 2. 相続の放棄をした者の子は、放棄をした者を代襲して相続人となる。
- 3. 判例によれば、相続に関する被相続人の遺言書を破棄した者は、破棄が相続に関する不当な利益を得ることを目的とするものでない場合であっても、相続人となることができない。
- 4. 遺言で推定相続人を廃除する意思表示された場合は、遺言執行者は、遺言が効力を生じた後遅滞なく家庭裁判所に推定相続人の廃除を請求しなければならない。
- 5. 相続放棄の申述が家庭裁判所に受理された場合でも、相続の放棄に無効原因があるときは、後日に訴訟において無効であることを主張することができる。

【第35問】（配点：2）

Aには妻Bとの間に子としてCとDがいて、Cには妻Eとの間に子としてFとGがいる場合において、Aが死亡したときの相続に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、【No.38】）

ア． Aが死亡した時、Cは既に7年間生死が明らかでなく、Aの死亡後Eの請求により家庭裁判所が失踪の宣告をし、この審判が確定した場合には、Aの相続人はB D F Gである。

イ． Dが成年に達した後に第三者の養子となっていた場合には、Aの相続人はB Cである。

ウ． AはC Fとともに同一の事故で死亡したが、これらのうちの一人が他の者の死亡後になお生存していたことが明らかでない場合には、Aの相続人はB D Gである。

エ． Aが死亡する前にEを祖先の祭祀を主宰すべき者に指定し、Eがこれを承諾していた場合には、Aの相続人はB C D Eである。

オ． Aの請求により家庭裁判所がCを廃除する審判をし、この審判がAの生前に確定していた場合には、Aの相続人はB Dである。

1. ア ウ      2. ア オ      3. イ エ      4. イ オ      5. ウ エ

【第36問】（配点：2）

遺言に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものを2個選びなさい。（解答欄は、【No.39】、【No.40】 順不同）

1. 公証人が遺言者に遺言能力があることを認めて公正証書遺言を作成した場合、相続人は、遺言能力がなかったことを理由として公正証書遺言の無効を主張することができない。
2. 公正証書遺言以外の遺言書について検認がされた場合、相続人は、遺言を無効とする事由があることを主張することができない。
3. 遺言は遺言者の死亡の時からその効力を生ずるものであり、停止条件を付した遺言をすることはできない。
4. 受遺者が負担付遺贈の放棄をしたときは、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときを除き、負担の利益を受けるべき者が自ら受遺者となることができる。
5. 判例によれば、遺言執行者がある場合には、相続人は遺言の執行を妨げるべき行為をすることができず、これに違反して相続人が遺贈の目的物についてした処分行為は無効である。

【第37問】（配点：2）

株式会社の募集設立に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものを2個選びなさい。（解答欄は、【No.41】、【No.42】 順不同）

1. 発起人以外の者であっても、募集の広告に自己の氏名及び株式会社の設立を賛助する旨を記載することを承諾したものは、発起人とみなされ、発起人の責任に関する会社法の規定の適用を受ける。
2. 設立時取締役を選任する創立総会の決議は、当該創立総会において議決権を行使することができる設立時株主の議決権の過半数であって、出席した当該設立時株主の議決権の過半数をもって行う。
3. 委員会設置会社を設立する場合には、創立総会の決議によって設立時執行役を選任しなければならない。
4. 定款は、公証人の認証を受けた後であっても、創立総会の決議によって変更することができる。
5. 発起人によって払込みの取扱いの場所として定められた銀行は、払い込まれた金額に相当する金銭の保管に関する証明書を発起人に交付した場合、当該証明書の記載が事実と異なることをもって成立後の株式会社に対抗することができない。

〔第38問〕（配点：2）

株式に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものを2個選びなさい。（解答欄は、〔No.43〕,〔No.44〕 順不同）

1. 株式会社が株式の併合を行う場合、株主総会に先立って株式の併合に反対する旨を当該株式会社に対し通知し、かつ、当該株主総会において当該株式の併合に反対した株主は、当該株式会社に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取することを請求することができる。
2. 種類株式発行会社が株式無償割当てを行う場合、ある種類の株式の株主に対して、他の種類の株式を割り当てることができる。
3. 判例によれば、甲が乙に対して株式を譲渡した後、乙が株主名簿の名義書換をしていない間に、甲が株式の分割により新株式を取得し、第三者に当該新株式を売却した場合、甲が乙に対して売却代金相当額の金員の不当利得返還義務を負うことはない。
4. 発行済株式の総数10万株の株式会社が単元株制度を採用する場合、1単元の株式の数は、500を超えることができない。
5. 株式会社を存続会社及び消滅会社とする吸収合併に際して吸収合併消滅株式会社の株主に吸収合併存続株式会社の株式を交付する場合において、吸収合併存続株式会社が当該吸収合併消滅株式会社の株主に対して交付しなければならない株式の数に1株に満たない端数があるときは、吸収合併存続株式会社は、その端数を切り捨てることができる。

〔第39問〕（配点：2）

新株予約権に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.45〕）

- ア. 会社法上の公開会社がいわゆるストック・オプションとして募集新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないで募集新株予約権を発行するには、募集事項の決定を株主総会の特別決議によってしなければならない。
- イ. 募集に応じて募集新株予約権の引受けの申込みをした者は、募集新株予約権の払込金額の全額を払い込まなくても、割当日に、発行会社から割り当てられた募集新株予約権の新株予約権者となる。
- ウ. 新株予約権は、当該新株予約権を行使することができる期間が経過した場合には、消却の手続を経ることなく、消滅する。
- エ. 新株予約権付社債について新株予約権発行無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合、当該新株予約権付社債についての社債のみは、なお有効に存続する。
- オ. 株式会社を存続会社及び消滅会社とする吸収合併において、吸収合併消滅株式会社が発行した新株予約権の内容として、合併をする場合には当該新株予約権の新株予約権者に合併後存続する株式会社の新株予約権を交付することとする旨が定められていたときは、その定めに従い、当該吸収合併消滅株式会社が発行した新株予約権の新株予約権者に吸収合併存続株式会社の新株予約権が交付される。

1. ア イ      2. ア エ      3. イ ウ      4. ウ オ      5. エ オ

〔第40問〕（配点：2）

株式、新株予約権及び株式会社の発行する社債の異同に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものを2個選びなさい。（解答欄は、〔No.46〕,〔No.47〕 順不同）

1. 株券、新株予約権証券及び社債券は、非訟事件手続法に定める公示催告手続によって無効とすることができる。
2. 株券、新株予約権証券又は社債券の発行されていない株式、新株予約権又は社債（振替株式、振替新株予約権又は振替社債を除く。）の譲渡は、その株式、新株予約権又は社債を取得し

た者の氏名又は名称及び住所を株主名簿、新株予約権原簿又は社債原簿に記載し、又は記録しなければ、株式会社その他の第三者に対抗することができない。

3. 株式、新株予約権又は社債が2以上の者の共有に属するときは、共有者は、当該株式、新株予約権又は社債についての権利を行使する者1人を定め、株式会社に対し、その者の氏名又は名称を通知しなければ、株式会社が同意しない限り、当該権利を行使することができない。
4. 株式、新株予約権又は社債の発行に当たり、募集事項の決定の内容として定める募集株式、募集新株予約権又は募集社債の払込金額がこれらを引き受ける者に特に有利な金額であるときは、取締役は、募集事項の決定を行う株主総会において、当該募集をすることを必要とする理由を説明しなければならない。
5. 清算株式会社も、募集株式、募集新株予約権又は募集社債の発行をすることができる。

〔第41問〕（配点：2）

株式会社（清算株式会社を除く。）の機関に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.48]）

- ア. 監査役会設置会社は、取締役会を置かなければならない。
- イ. 会計監査人設置会社は、当該会計監査人設置会社が委員会設置会社である場合を除き、監査役会を置かなければならない。
- ウ. 会社法上の公開会社でない大会社は、会計監査人を置かなければならない。
- エ. 会社法上の公開会社である大会社は、取締役会を置かなければならず、かつ、当該大会社が委員会設置会社である場合を除き、監査役会も置かなければならない。
- オ. 委員会設置会社は、大会社であることを要しないが、会社法上の公開会社でなければならない。

1. ア オ      2. ア ウ      3. イ エ      4. イ オ      5. ウ エ

〔第42問〕（配点：2）

株主総会の決議要件に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものを2個選びなさい。なお、各記述は、株主総会において決議を要する場合であることを前提とし、かつ、各記述に係る株式会社の定款には、別段の定めがないものとする。（解答欄は、[No.49]、[No.50] 順不同）

1. 取締役（累積投票によって選任された取締役を除く。）の解任の決議と、監査役の解任の決議とは、決議要件が同じである。
2. 事業の全部の譲渡に係る契約の承認の決議と、吸収分割株式会社においてする吸収分割契約の承認の決議とは、決議要件が同じである。
3. 会社の解散の決議と、吸収合併消滅株式会社においてする吸収合併契約の承認の決議とは、決議要件が同じである。
4. 株式の併合をしようとするときの決議と、株式の分割をしようとするときの決議とは、決議要件が同じである。
5. 株式会社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設ける定款変更の決議と、会社法上の公開会社でない株式会社において、剰余金配当を受ける権利に関する事項について、株主ごとに異なる取扱いを行う旨の定款の定めを設ける定款変更の決議とは、決議要件が同じである。



〔第43問〕（配点：2）

取締役会設置会社の取締役に対する金銭の貸付けに関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものを2個選びなさい。（解答欄は、[No.51]、[No.52] 順不同）

1. 金銭の貸付けを受けた取締役が弁済期限までに弁済せず、株式会社に損害が生じた場合において、当該貸付けに関する取締役会の承認の決議に賛成した他の取締役が当該株式会社に対して損害を賠償する責任は、当該取締役が職務を行うにつき善意で、かつ、重大な過失がないときは、株主総会の特別決議によって一定の限度で免除することができる。
2. 金銭の貸付けが取締役会の承認を受けずにされた場合には、株式会社は、金銭の貸付けを受けた取締役に対して、当該貸付けに係る契約の無効を主張することができる。
3. 金銭の貸付けを受けた取締役が弁済期限までに弁済せず、株式会社に損害が生じた場合において、当該貸付けに関する取締役会の承認の決議に賛成した他の取締役は、その任務を怠ったものと推定される。
4. 判例によれば、株式会社の取締役が当該株式会社の全株式を所有し、当該株式会社の営業が実質上当該取締役の個人経営のものにすぎないときであっても、当該株式会社が当該取締役に対して金銭の貸付けをするためには、当該貸付けに関する取締役会の承認が必要である。
5. 金銭の貸付けを受けた取締役が弁済期限までに弁済せず、株式会社に損害が生じた場合において、当該貸付けを決定した代表取締役は、職務を行うにつき責めに帰することができない事由によるものであることを証明しても、当該株式会社に対して損害を賠償する責任を免れることができない。

〔第44問〕（配点：2）

監査役会設置会社の監査役及び委員会設置会社の監査委員の異同に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.53]）

- ア. 監査役及び監査委員は、いずれも、自己のために株式会社の事業の部類に属する取引をしようとするときは、当該取引につき取締役会の承認を受けることを要しない。
- イ. 監査役が取締役に対して法令に違反する行為をやめることを請求するためには、監査役会の承認を受けることを要しないが、監査委員が執行役に対して法令に違反する行為をやめることを請求するためには、監査委員会の承認を受けなければならない。
- ウ. 監査役会設置会社が監査役に対して訴えを提起する場合には、代表取締役が当該監査役会設置会社を代表し、委員会設置会社が監査委員に対して訴えを提起する場合には、株主総会で当該訴えについて当該委員会設置会社を代表する者を定めたときはその者が、当該定めがないときは取締役会の定める者が、当該委員会設置会社を代表する。
- エ. 監査役を辞任した者及び監査委員を辞任した者は、いずれも、辞任後最初に招集される株主総会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。
- オ. 監査役はその職務を行うため必要があるときは、また、監査委員会が選定する監査委員は監査委員会の職務を執行するため必要があるときは、いずれも、子会社に対して事業の報告を求めることができる。

1. ア イ      2. ア エ      3. イ ウ      4. ウ オ      5. エ オ

〔第45問〕（配点：2）

社外取締役、社外監査役及び会計監査人の異同に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものを2個選びなさい。（解答欄は、[No.54]、[No.55] 順不同）

1. 社外取締役、社外監査役及び会計監査人は、いずれも、その会社に対する損害賠償責任について、定款の定めに基づく責任限定契約を会社と締結することができる。

2. 社外取締役、社外監査役及び会計監査人は、いずれも、常勤であることを要しない。
3. 社外取締役、社外監査役及び会計監査人は、いずれも、取締役会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
4. 社外取締役、社外監査役及び会計監査人（監査法人を除く。）は、いずれも、会社の親会社である委員会設置会社の監査委員を兼ねることができる。
5. 社外取締役、社外監査役及び会計監査人は、いずれも、会社の子会社の会計参与（公認会計士に限る。）を兼ねることができる。

〔第46問〕（配点：2）

委員会設置会社における計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに連結計算書類に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものを2個選びなさい。（解答欄は、[No.56]、[No.57] 順不同）

1. 委員会設置会社が作成しなければならない各事業年度に係る計算書類は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表である。
2. 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、いずれも、監査委員会及び会計監査人の監査を受けなければならない。
3. 定時株主総会の招集の通知に際しては、取締役会の承認を受けた計算書類及び事業報告のみならず、これらの附属明細書並びに監査委員会の監査報告及び会計監査報告も、株主に対して提供されなければならない。
4. 取締役会の承認を受けた計算書類についての会計監査報告の内容に無限定適正意見に係る事項が含まれていれば、監査委員会の監査報告の内容にかかわらず、当該計算書類は定時株主総会の承認を受けることを要しない。
5. 各事業年度に係る連結計算書類を作成した委員会設置会社においては、当該連結計算書類の内容及びその監査の結果は定時株主総会に報告されなければならないが、当該連結計算書類は定時株主総会の承認を受けることを要しない。

〔第47問〕（配点：2）

株式会社を各当事会社とする合併に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものを2個選びなさい。（解答欄は、[No.58]、[No.59] 順不同）

1. 株主総会の決議による承認を要しない合併契約を除き、委員会設置会社の取締役会は、その決議によって、執行役に当該合併契約の内容の決定を委任することができない。
2. 新設合併において、新設合併設立株式会社は、合併契約に定められた新設合併がその効力を生ずる日から2週間以内に、新設合併設立株式会社の設立の登記をしなければならない。
3. 吸収合併において、吸収合併存続株式会社の反対株主が当該吸収合併存続株式会社に対し会社法所定の手続に従って自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求した場合、当該株式買取請求の意思表示が当該吸収合併存続株式会社に到達した時に、当該株式買取請求に係る株式の買取りは、その効力を生ずる。
4. 新設合併において、新設合併設立株式会社の株式が1株も発行されないことは、あり得ない。
5. 吸収合併において、吸収合併消滅株式会社の反対株主が当該吸収合併消滅株式会社に対し会社法所定の手続に従って自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求した場合、当該反対株主は、吸収合併契約に定められた吸収合併がその効力を生ずる日から30日以内に、裁判所に対し、価格の決定の申立てをすることができる。

【第48問】（配点：2）

吸収分割に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものはどれか。（解答欄は，【No.60】）

1. 吸収分割株式会社は、その事業に関して有する権利義務の全部を吸収分割承継株式会社に承継させた場合には、吸収分割がその効力を生ずる日に解散したものとみなされる。
2. 吸収分割株式会社の反対株主は、吸収分割株式会社に対し、会社法所定の手続に従って、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求することができるが、吸収分割の無効の訴えを提起することはできない。
3. 吸収分割承継株式会社が吸収分割株式会社の特別支配会社であるいわゆる略式分割においては、当該略式分割が法令又は定款に違反する場合であって、吸収分割株式会社の株主が不利益を受けるおそれがあるときであっても、当該株主は、当該吸収分割株式会社に対し、当該略式分割をやめることを請求することができない。
4. 吸収分割の無効は、吸収分割の効力が生じた日から6か月以内に、吸収分割の無効の訴えをもってのみ、主張することができる。
5. 吸収分割は、吸収分割の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときには、吸収分割の効力が生じた日にさかのぼってその効力を失う。

【第49問】（配点：2）

株主代表訴訟に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は，【No.61】）

- ア. 株主は、株式会社に著しい損害が生ずるおそれがある場合には、株式会社に対する提訴請求をすることなく、直ちに株主代表訴訟を提起することができる。
  - イ. 株主代表訴訟は、株式会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所のほか、会社法上の公開会社にあっては、当該株主代表訴訟を提起する株主の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所にも提起することができる。
  - ウ. 株式会社が取締役を補助するために株主代表訴訟に参加することは、できない。
  - エ. 判例によれば、取締役が株式会社との取引によって負担することになった債務についての責任は、株主代表訴訟により追及することができる。
  - オ. 株主代表訴訟を提起した株主が敗訴した場合であっても、悪意があったときを除き、当該株主は、株式会社に対し、これによって生じた損害を賠償する義務を負わない。
1. ア ウ      2. ア エ      3. イ ウ      4. イ オ      5. エ オ

【第50問】（配点：2）

会社の公告に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は，【No.62】）

- ア. 株式会社は、定款で公告方法を定めなければならない。
- イ. 公告方法は、株式会社については、官報に掲載する方法、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法又は電子公告のいずれかの方法に限られているが、持分会社については、当該持分会社の本店の公衆の見やすい場所に掲示する方法によることができる。
- ウ. 吸収合併において、吸収合併消滅株式会社が吸収合併の公告を、官報のほか、定款の定めに従い電子公告によりするときは、知れている債権者に対する各別の催告は、することを要しない。
- エ. 株式会社が電子公告を公告方法とする旨を定める場合においては、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法として、官報に掲載する方法又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法のいずれかを定めることができる。

オ。株式会社は、電子公告を公告方法とする場合には、定時株主総会の終結後遅滞なくしなければならない貸借対照表の公告において、その要旨を公告することで足りる。

1. ア エ      2. ア オ      3. イ ウ      4. イ オ      5. ウ エ

【第51問】（配点：2）

商業帳簿に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものはどれか。（解答欄は、【No.63】）

1. 商人は、営業時間内に債権者から請求を受けたときは、商業帳簿の謄本を交付しなければならない。
2. 商人は、商業帳簿を正確に作成しなければならないが、その作成の時期に制約はない。
3. 商人は、商業帳簿として、会計帳簿のほか、貸借対照表及び損益計算書を作成しなければならない。
4. 商人は、帳簿閉鎖の時から10年間、その商業帳簿を保存しなければならない。
5. 商人は、営業年度が終了した後遅滞なく、貸借対照表を公告しなければならない。

【第52問】（配点：2）

仲立営業に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものはどれか。（解答欄は、【No.64】）

1. 商行為以外の行為の媒介をすることを業とする民事仲立人は、当事者間で行為が成立したときは、当事者の氏名又は商号、行為の年月日及びその要領を記載した書面を各当事者に交付しなければならない。
2. 仲立人の報酬は、最初に行為の媒介を依頼した者が負担する。
3. 仲立人は、別段の意思表示や慣習がない限り、その媒介している行為について当事者のために支払を受けることができない。
4. 仲立人は、その媒介する行為に関して見本を受け取った場合でも、それを保管する義務を負わない。
5. 仲立人は、その媒介する行為が当事者間に成立する前に、報酬を請求することができる。

【第53問】（配点：2）

運送営業に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものはどれか。（解答欄は、【No.65】）

1. 湖上を航行する遊覧船の事業者が顧客と締結する契約には、商法第2編第8章に定める運送営業に関する規定は、適用されない。
2. 判例によれば、運送人は、運送品の全部が運送人の過失により滅失した場合には、荷受人又は荷受人に損害が全く生じなかったとしても、引渡しがあるべき日における到達地の価格によって定まる額の賠償責任を負う。
3. 判例によれば、宅配便の運送約款で運送人の荷受人に対する責任の限度額を定めたときは、当該定めは、運送人の荷受人に対する債務不履行に基づく責任には適用されるが、運送人の荷受人に対する不法行為に基づく責任には適用されない。
4. 判例によれば、高価品の運送を委託した荷送人は、当該高価品の種類及び価額を申告しなかったとしても、当該高価品が、容積重量とも相当巨大であって、高価であることが一見明瞭な品種である場合には、その滅失につき運送人に対し損害賠償を請求することができる。
5. 旅客運送人は、旅客から無償で預かった手荷物が旅客運送人の従業員の過失によって毀損したとしても、当該従業員に対する監督を怠っていなければ、損害賠償の責任を負わない。

【第54問】（配点：2）

約束手形の偽造及び変造に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.66]）

ア. 偽造手形の振出行為を振出人とされた本人が追認した場合、当該振出行為は、当初より本人に効力を生ずる。

イ. 偽造手形が振り出された場合、受取人が偽造者に本人名義で手形を振り出す権限があると信じるにつき正当な理由がなくても、受取人から当該手形の裏書譲渡を受けた第三者が、偽造者にこのような権限があると信じるにつき正当な理由があれば、当該第三者は、本人に手形債務の請求をすることができる。

ウ. 約束手形が偽造されたことを知ってこれを取得した手形所持人に対しては、偽造者は、手形上の責任を負わない。

エ. 約束手形の支払期日が変造された場合においては、手形所持人が原文言を立証することができないときは、原文言が判明しないことの不利益は、手形所持人に帰する。

オ. 約束手形の受取人欄の記載が変造された場合、手形面上、変造後の受取人から現在の手形所持人へ順次連続した裏書の記載があるときであっても、変造前の記載に従えば裏書が連続していなければ、現在の手形所持人が、当該約束手形の適法な所持人と推定されることはない。

1. ア イ      2. ア ウ      3. イ オ      4. ウ エ      5. エ オ

【第55問】（配点：2）

手形債権の消滅時効に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。（解答欄は、[No.67]）

1. 裏書人の他の裏書人及び振出人に対する手形上の請求権は、その裏書人が手形を受け戻した日又は手形金請求の訴えを受けた日のいずれかの日から6月をもって、時効に罹る。

2. 判例によれば、債務の支払のために手形の交付を受けた債権者が債務者に対し手形金請求の訴えを提起したときは、原因債権についても、消滅時効の中断の効力が生ずる。

3. 手形所持人の約束手形の振出人に対する手形債権の消滅時効が中断された場合、その手形保証人に対する手形債権についても、消滅時効の中断の効力が生ずる。

4. 判例によれば、受取人白地の手形による手形金請求の訴えを提起した場合でも、同訴訟の提起時に、手形債権について消滅時効の中断の効力が生ずる。

5. 判例によれば、約束手形の所持人と裏書人との間において裏書人の手形上の債務につき支払猶予の特約がされた場合には、手形所持人の当該裏書人に対する手形上の請求権の消滅時効は、当該猶予期間が満了した時から進行する。

【第56問】（配点：2）

筆界（境界）確定の訴えに関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.68]）

ア. 甲地の所有者Xが甲地に隣接する乙地の所有者Yに対し、甲地と乙地の筆界（境界）確定の訴えを提起した場合に、Yが甲地のうち筆界の全部に接する部分を時効取得したときには、筆界の両側の土地がYの所有に帰することになるから、Xは原告適格を喪失する。

イ. X所有の甲地とY 1及びY 2が共有する乙地が隣接する場合に、Xが甲地と乙地の筆界（境界）確定の訴えを提起するときには、必ず共有者Y 1及びY 2の両者を被告としなければならない。

ウ. 所有権に基づく土地明渡請求訴訟の係属中に、原告が被告に対し、原告の所有地とそれに隣接する被告の所有地との筆界（境界）確定を求めて追加的に提起した訴えは、土地明渡請求訴訟に関する中間確認の訴えには当たらない。

- エ. 筆界（境界）確定の訴えの控訴審においては、不利益変更禁止の原則の適用はない。
- オ. 筆界（境界）確定の訴えにおいて、両当事者が隣接する土地の間にある溝の中央線を筆界とする旨を合意した場合には、裁判所は当該合意に従って筆界（境界）を定めなければならない。

1. ア ウ      2. ア オ      3. イ エ      4. イ オ      5. ウ エ

【第57問】（配点：2）

裁判所書記官に関する次のアからオまでの各記述について、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.69]）

- ア. 裁判所書記官には、支払督促を発する権限がある。
- イ. 裁判所書記官は、自ら訴状を審査し、不備があれば補正を命ずることができる。
- ウ. 訴訟記録の閲覧の請求は、裁判所書記官に対して行う。
- エ. 当事者が負担すべき訴訟費用の額は、第一審裁判所の裁判所書記官が定める。
- オ. 当事者が、訴訟の係属中、相手方に対し、主張又は立証を準備するために必要な事項について、書面で回答するよう、書面で照会をする手続は、裁判所書記官を通じて行う。

1. ア イ      2. ア エ      3. イ オ      4. ウ エ      5. ウ オ

【第58問】（配点：2）

裁判所の管轄に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものを2個選びなさい。（解答欄は、[No.70]，[No.71] 順不同）

1. 100万円の請負代金請求と40万円の売買代金請求とを併合して提起する訴えについては、簡易裁判所に事物管轄がある。
2. 事物管轄に関して管轄違いがある場合には、被告が、第一審裁判所で管轄違いの抗弁を提出せずに本案について弁論をしたときでも、応訴管轄は生じない。
3. 土地の賃貸借契約書に合意管轄の条項がある場合、当該土地の所有者である賃貸人が当該土地の無断転借人に対して当該土地の明渡しを求める訴えには、合意管轄の効力は及ばない。
4. 移送の申立てを却下した決定に対しては、不服を申し立てることができない。
5. 管轄権の存否に疑いがある場合には、裁判所は、職権で証拠調べをすることができる。

【第59問】（配点：2）

訴状を却下する命令に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.72]）

- ア. 訴状に、被告である株式会社の代表者の記載がない場合、相当の期間を定めてその期間に不備を補正すべきことを命じた上でなければ、訴状を却下することはできない。
- イ. 原告が、訴えの提起の手数料を納付しない場合、直ちに訴状を却下することができる。
- ウ. 訴状を却下する命令が確定した場合、原告は、その不備を補正した上で、再度訴えを提起することは妨げられない。
- エ. 提訴期間が法律で定められている事件の訴えが、提訴期間経過後に提起された場合、直ちに訴状を却下することができる。
- オ. 訴えが提起された場合、被告にも判決を受ける利益があるから、訴状を却下する命令を発するためには、被告の意見を聴かななければならない。

1. ア イ      2. ア ウ      3. イ エ      4. ウ オ      5. エ オ

【第60問】（配点：2）

公示送達に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものはどれか。（解答欄は，【No.73】）

1. 公示送達は、当事者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合にのみ認められる。
2. 公示送達は、訴状及び期日呼出状についてのみ行うことができ、判決書の送達は公示送達によることができない。
3. 公示送達は、外国においてすべき送達については用いることができない。
4. 公示送達は、裁判所の掲示場に掲示して行い、掲示と同時に送達の効力が生じる。
5. 公示送達による呼出しを受けた者が、口頭弁論期日に欠席したときは、出頭した相手方当事者の主張した事実を自白したものとみなされることはない。

【第61問】（配点：2）

準備的口頭弁論と弁論準備手続との比較に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。（解答欄は，【No.74】）

1. 準備的口頭弁論には、受訴裁判所の構成員全員が関与しなければならないが、弁論準備手続は、受命裁判官に行わせることができる。
2. 弁論準備手続の結果は、その後の口頭弁論において陳述されなければならないが、準備的口頭弁論の結果は、陳述される必要がない。
3. 準備的口頭弁論の期日においても、弁論準備手続の期日においても、両当事者を呼び出して立会いの機会を与えなければならない。
4. 準備的口頭弁論の期日においても、弁論準備手続の期日においても、検証物の証拠調べをすることができる。
5. 準備的口頭弁論の期日においても、弁論準備手続の期日においても、釈明処分として当事者本人の出頭を命ずることができる。

【第62問】（配点：2）

次の【事例】を前提とし、自白の効力に関する後記1から4までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを2個選びなさい。（解答欄は，【No.75】，【No.76】 順不同）

【事例】

Xは、A所有の建物をAから買い受けたと主張して、当該建物を占有しているYを被告として、所有権に基づき建物の明渡しを求める訴えを提起した。

1. Yが抗弁として、Xとの間で当該建物について使用貸借契約を締結した旨を主張し、Xがこれを認める旨を陳述した場合、Yの同意があっても、Xは、当該陳述を撤回することができない。
2. Yが抗弁として、Aとの間で当該建物について、賃料1か月10万円とする賃貸借契約を締結した旨を主張した場合において、Xが、賃貸借契約締結の事実を否認しつつ、YがAに毎月10万円の金員を支払っていたとのYの主張部分は認める旨を陳述したときであっても、裁判所は、YのAに対する金員の支払の事実を判決の基礎としなくてもよい。
3. YがAを賃貸人、Yを借借人とする賃貸借契約書を提出して書証の申出をした場合において、Xが、当該契約書は真正に成立したことを認める旨を陳述したときは、裁判所は、当該契約書が真正に成立しなかったと認めることはできない。
4. Yが抗弁として、Aとの間で当該建物について賃貸借契約を締結した旨を主張し、Xがこれを認める旨を陳述した場合、裁判所は、賃貸借契約締結の事実が存在することを判決の基礎としなければならない。

【第63問】（配点：2）

証拠調べに関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものはどれか。（解答欄は，【No.77】）

1. 裁判所は、事案の解明に必要であると認めるときは、個人に対しても調査を囑託することができる。
2. 鑑定人が口頭で鑑定意見を述べる場合、当該鑑定人の意見陳述後の質問は、鑑定の申出をした当事者、相手方当事者、裁判長の順に行うのが原則である。
3. 当事者本人の尋問をする場合において、当該当事者が宣誓をした上で虚偽の陳述をしたときは、裁判所は、制裁として尋問事項に関する相手方当事者の主張を真実と認めることができる。
4. 裁判所外で検証を行った場合、検証の結果を証拠資料とするには、口頭弁論期日において、検証調書を書証として取り調べなければならない。
5. 当事者を異にする事件について口頭弁論が併合された場合において、併合前に尋問をした証人について、併合後に再尋問をしたときであっても、併合前の当該証人の証言は、証拠資料となる。

【第64問】（配点：2）

自由心証主義に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は，【No.78】）

- ア. 自由心証主義は、職権探知主義による訴訟には適用されない。  
イ. 裁判官は、特定の事実が特定の結果発生を招来した関係について、高度の蓋然性があるとの心証を抱いたときは、因果関係を認定することができる。  
ウ. 一方の当事者が提出した証拠を取り調べた結果は、他方の当事者がこれを援用しなくても、他方の当事者にとって有利な事実の認定に用いることができる。  
エ. 裁判官は、自己の判断で経験則を取捨選択して事実認定を行うことができ、取捨選択の当不当が上告理由となることはない。  
オ. 事実認定において、証拠調べの結果よりも口頭弁論の全趣旨を優先することは許されない。
1. ア イ      2. ア エ      3. イ ウ      4. ウ オ      5. エ オ

【第65問】（配点：2）

訴えの取下げに関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものを2個選びなさい。（解答欄は，【No.79】，【No.80】 順不同）

1. 上告審においては、訴えを取り下げることができない。
2. 原告側の固有必要的共同訴訟においては、原告の一人による訴えの取下げは効力を生じない。
3. 判例によれば、詐欺脅迫等明らかに刑事上罰すべき被告の行為により訴えの取下げがされるに至った場合であっても、当該訴えの取下げは有効である。
4. 裁判所は、訴えの取下げの有効性について、職権で調査しなければならない。
5. 判例によれば、訴訟外で訴えを取り下げる旨の合意が成立し、被告がその合意の存在を主張立証した場合、裁判所は、請求棄却の判決をしなければならない。



〔第66問〕（配点：2）

請求の認諾に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。（解答欄は、[No.81]）

1. 訴訟委任による訴訟代理人は、特別の委任を受けなければ、請求の認諾をすることができない。
2. 賃貸借契約終了を理由とする建物明渡請求訴訟において、被告が、約定賃料の2年分に相当する金額の立退料の支払と引換えであれば建物を明け渡してもよい旨を陳述したときは、請求の認諾が成立する。
3. 婚姻無効確認の訴えにおいては、請求の認諾は許されない。
4. 給付請求の認諾が調書に記載されたときは、その記載には執行力が認められる。
5. 請求の認諾をする旨の書面を期日外で裁判所に提出した被告が、口頭弁論、弁論準備手続又は和解の期日に出頭しないときは、裁判所は、その旨の陳述がされたものとみなすことができる。

〔第67問〕（配点：2）

判決に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものを2個選びなさい。（解答欄は、[No.82]、[No.83] 順不同）

1. 受訴裁判所が合議体である場合において、判決についての評議が終了した後に、評議に関与した裁判官の一部が判決書に署名押印することができなくなっても、判決の成立は妨げられない。
2. 当事者が主張した主要事実であっても、それが請求を明らかにするものでなく、また、主文が正当であることを示すために必要な主張でもなければ、判決書に摘示しなくてもよい。
3. 判決に法令違反があるときは、裁判所は、いつでも更正決定をすることができる。
4. 判決の理由に食違いがあることは、絶対的上告理由に当たる。
5. 請求の一部について判断を脱漏した判決に対して控訴が提起された後は、第一審裁判所は、脱漏部分について追加判決をすることができない。

〔第68問〕（配点：2）

東京都目黒区に住所を有するXは、自ら自動車を運転して横浜市内の交差点に差し掛かったところ、静岡市に住所を有するYの運転する自動車と衝突する交通事故に遭った。そこで、Xは、Yを被告として、不法行為に基づく損害賠償を求める訴えを提起した。この事例に関する次の1から4までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを2個選びなさい。（解答欄は、[No.84]、[No.85] 順不同）

1. Xは、250万円の支払を求める訴えを静岡地方裁判所、横浜地方裁判所又は東京地方裁判所に提起することができる。
2. Xが慰謝料の支払のみを求める場合、Xは、請求の趣旨として「被告は、原告に対し、裁判所が相当と認める金額を支払え。」と記載すれば足りる。
3. Xが、50万円の治療費及び200万円の精神的損害が発生したとして、250万円の損害賠償を求めた場合において、証拠調べの結果、60万円の治療費、100万円の精神的損害が発生したと認定したときは、裁判所は、Yに150万円の支払を命じるにとどめなければならない。
4. 事故の発生について自己に2割の過失があったと考えたXが、300万円の損害の一部請求である旨を明示して240万円の損害賠償を求めた場合において、裁判所が、Xには300万円の損害が発生していること及びXに5割の過失があることを認定するときは、裁判所は、Yに150万円の支払を命じなければならない。

〔第69問〕（配点：2）

反訴に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものを2個選びなさい。（解答欄は、〔No.86〕,〔No.87〕 順不同）

1. 判例によれば、反訴請求が本訴請求又はこれに対する防御方法と関連しない場合には、反訴は不適法である。
2. 判例によれば、土地の占有に基づく占有保持の訴えが係属している場合、被告は、所有権に基づく土地明渡しを求める反訴を提起することができる。
3. 本訴の係属する裁判所とは別の裁判所を専属管轄とする旨の合意がある請求については、これを反訴の目的とすることはできない。
4. 判例によれば、控訴審において第一審で認められた防御方法に基づいて反訴を提起する場合、相手方の同意は不要である。
5. 少額訴訟において、交通事故の損害賠償請求がされたときは、被告は、同一事故に基づく損害賠償請求の反訴を提起することができる。

〔第70問〕（配点：2）

選定当事者に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。（解答欄は、〔No.88〕）

1. 選定当事者の選定は、訴訟の係属前においてもすることができる。
2. 選定当事者が当事者となった訴訟の確定判決の既判力は、選定者にも及ぶ。
3. 選定当事者が訴訟の係属中に死亡したときは、その相続人が選定当事者の地位を承継する。
4. 弁護士以外の者を選定当事者を選定する場合であっても、裁判所の許可は必要でない。
5. 固有必要的共同訴訟の係属中において、共同訴訟人の一部がその中から選定当事者を選定することは許される。

〔第71問〕（配点：2）

独立当事者参加に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものを2個選びなさい。（解答欄は、〔No.89〕,〔No.90〕 順不同）

1. 独立当事者参加の申出は、原告及び被告双方を相手方としなければならない、当事者の一方のみを相手方とすることは許されない。
2. 独立当事者参加がされた訴訟においては、原告、被告又は参加人の一人について中断の事由が生ずると、すべての者との関係において訴訟手続が中断する。
3. 判例によれば、上告審における独立当事者参加の申出は、許されない。
4. 独立当事者参加がされた訴訟において原告が脱退した場合、原告と被告との間の請求との関係で訴訟係属は遡及的に消滅し、原告が脱退前にした主張立証は、以後の訴訟における裁判資料とならない。
5. 判例によれば、債権者が債務者に対する甲債権を被保全債権とし、債務者が第三債務者に対して有する乙債権に基づく金銭の支払を求めて債権者代位訴訟を提起した場合、債務者が債権者に対し甲債権の不存在を主張し、第三債務者に対し乙債権に基づく自己への金銭の支払を求めて独立当事者参加をすることは許されない。

【第72問】（配点：2）

訴訟の承継に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものを2個選びなさい。（解答欄は、[No.91]，[No.92] 順不同）

1. 貸金返還請求訴訟の係属中に、原告が死亡し相続人が訴訟を承継した場合、訴え提起による時効中断の効力は承継人に及ぶ。
2. 貸金返還請求訴訟の係属中に、訴訟の目的である貸金債務について、第三者による免責的債務引受けが行われたため、原告の申立てに基づき、当該第三者に訴訟を引き受けさせる旨の決定がされ、原告が当該第三者に対する請求を定立した場合には、その後の訴訟は被告側の必要的共同訴訟となる。
3. 土地所有権に基づく建物収去土地明渡請求訴訟の係属中に、建物が被告から第三者に譲渡された場合、裁判所は、原告の申立てがあっても、当該第三者に訴訟を引き受けさせることができない。
4. 判例によれば、土地賃貸借契約の終了を理由とする建物収去土地明渡請求訴訟の係属中に、第三者が被告から建物の一部を賃借し、当該建物の一部及び建物敷地の占有を承継した場合、裁判所は、原告の申立てがあっても、当該第三者に訴訟を引き受けさせることができない。
5. 貸金返還請求訴訟の係属中に、貸金債権が原告から第三者に譲渡された場合、裁判所は、被告の申立てにより、当該第三者に訴訟を引き受けさせることができる。

【第73問】（配点：2）

控訴に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものを2個選びなさい。（解答欄は、[No.93]，[No.94] 順不同）

1. 二つの請求が併合されている訴訟において、第一審裁判所がそのうちの一つの請求について判決をした場合には、当事者は、残りの請求についての判決を待たなければ、控訴を提起することができない。
2. 判例によれば、第一審裁判所が、訴えを不適法として却下すると判決をした場合には、請求棄却の判決を求めた被告は、控訴の利益を有する。
3. 請求を一部認容した第一審判決に対し、原告が控訴を提起した場合、控訴裁判所は、訴訟要件がないと判断すれば、不利益変更禁止の原則にかかわらず、訴えを却下することができる。
4. 判例によれば、請求の客観的予備的併合の訴訟で、主位的請求を棄却して予備的請求を認容した第一審判決に対して被告のみが控訴を提起した場合でも、控訴裁判所は主位的請求の当否を判断することができる。
5. 控訴裁判所は、訴えを不適法として却下した第一審判決を取り消す場合、第一審裁判所において本案の審理が尽くされていれば、事件を第一審裁判所に差し戻さなくてもよい。

【第74問】（配点：2）

上告の手續に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.95]）

- ア. 最高裁判所に上告がされた場合において、上告人が主張している事由が上告理由に該当しないことが明らかとなるとき、最高裁判所は、決定で、当該上告を棄却することができる。
- イ. 最高裁判所への上告は、判決に憲法解釈の誤りがあることその他憲法の違反がある場合のほか、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある場合に限り許される。
- ウ. 請求を全部認容する旨の控訴審の判決に対して上告がされた場合、被上告人は、請求を拡張するため、附带上告をすることができる。
- エ. 上告裁判所は、職権調査事項を除いて、原判決において適法に確定された事実拘束される。

オ. 高等裁判所が上告審としてした終局判決に対しては，憲法違反を理由として最高裁判所に対して更に不服を申し立てることができる。

1. ア イ      2. ア エ      3. イ ウ      4. ウ オ      5. エ オ

# 短答式試験問題集 [刑事系科目]

[刑事系科目]

[第1問] (配点：3)

次の【事例】に関する後記アからオまでの各【記述】を判例の立場に従って検討し、正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。(解答欄は、アからオの順に [No. 1] から [No. 5])

【事例】

甲は、知人である乙の家に遊びに行った際、乙の書斎の机の引き出し内に乙名義のキャッシュカード及びその暗証番号を記したメモがあるのを見つけた。甲は、乙の気付かないうちに同カードを使って預金を下ろしても、短時間で元の場所に戻しておけば発覚することはないだろうと考え、同カードを乙宅から持ち出した。その後、甲は、同カードを使って近くの金融機関の現金自動預払機から現金50万円の払戻しを受けた上、乙宅に戻り、同カードを持ち出してから約10分後に前記引き出し内に同カードを戻した。その際、甲は、同引き出し内に約20万円分の偽造通貨があるのに気づき、これを乙宅から持ち出した。その日の夜、甲は、その偽造通貨を真正の通貨と偽ってホテルでの宿泊代金の支払に使うこととし、Aホテルの従業員丙に宿泊を申し込み、偽造通貨であることを秘したまま、その偽造通貨で宿泊代金をあらかじめ支払って宿泊した。丙は、偽造通貨であることに気付いていれば、甲を宿泊させることはなかった。また、甲は、Aホテルに宿泊中にマッサージチェアに偽造通貨を投入してマッサージを受け、さらに、自己が宿泊している客室備付けのドライヤーを自宅で使おうと思い、これを勝手に持ち帰った。

【記述】

- ア. 甲が乙名義のキャッシュカードを持ち出した行為については、窃盗罪は成立しない。
- イ. 甲が乙名義のキャッシュカードを使用して現金50万円の払戻しを受けた行為については、窃盗罪が成立する。
- ウ. 甲が偽造通貨で宿泊代金を丙に支払って宿泊した行為については、偽造通貨行使罪及び詐欺罪が成立し、両罪は牽連犯となる。
- エ. 甲がマッサージチェアに偽造通貨を投入した行為については、偽造通貨行使罪は成立しない。
- オ. 甲がドライヤーを持ち帰った行為については、横領罪が成立する。

[第2問] (配点：2)

不作為犯に関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。(解答欄は、[No. 6])

1. 真正不作為犯と不真正不作為犯との違いは、刑罰法規そのものが構成要件要素として明文で不作為を規定しているか否かにある。
2. 作為義務を不真正不作為犯の成立要件とすることにより、結果の発生を回避し得る作為をしなかった複数の者の中から不作為犯の主体となり得ない者を除外することができる。
3. 不作為とは「一定の作為をしないこと」を意味するから、他人の住居内で居住者から退去要求を受けた場合になすべき「一定の作為」が「住居から退去すること」だとすると、「その住居内に居座ること」も「その住居内で財物を窃取すること」も不作為である。
4. 不真正不作為犯を認める見解に対しては、「無から有は生じない」から因果関係が認められないという批判があり得るが、期待された作為を行っていたら結果の発生が避けられたであろうという場合には因果関係が認められるとの反論が可能である。
5. 不真正不作為犯の成立要件としての作為義務を認めるためには不作為者が結果発生の原因となる先行行為を行えば足りるとする見解に対しては、故意又は過失によって人に傷害を与えた者が、その後殺意をもってその人を救助せずに放置して死亡させた事案において、不作為による殺人罪が認められる範囲が狭くなり過ぎるとの批判が可能である。

〔第3問〕（配点：2）

窃盗罪の実行の着手に関する次の1から5までの各記述における甲の行為を判例の立場に従って検討し、誤っているものを2個選びなさい。（解答欄は，[No. 7]，[No. 8] 順不同）

1. 甲は、乙がズボンのポケットに財布を入れるのを見て、同財布をすり取ろうとして同ポケットに手を差し伸べ、ポケットの外側に触れた。この場合、財布に触っていないので、窃盗罪の実行の着手は認められない。
2. 甲は、電柱に架設されている電話線を盗もうと考え、電柱に登って切断用具を電話線に当て、その切断を始めたが、警察官に発見されたため、電話線の被膜を傷付けただけにとどまった。この場合、電話線を切断していなくても、窃盗罪の実行の着手が認められる。
3. 甲は、乙所有の自動車を運転して盗み出すため、不正に入手した同自動車のスペアキーを使い、駐車場に駐車してある同自動車の運転席のドアを開けた。この場合、運転席に乗り込む前でも、窃盗罪の実行の着手が認められる。
4. 甲は、金品を盗もうと考え、深夜、無人の店舗内において、懐中電灯で真暗な店内を照らしたところ、食品類が積んであることが分かったが、なるべく現金を盗みたいと思い、現金がある精算レジに近づいた。この場合、未だレジ内を物色していないので、窃盗罪の実行の着手は認められない。
5. 甲は、不正に取得した乙名義のキャッシュカードを使用して同人の預金口座から現金を引き出そうと考え、同カードを銀行の現金自動預払機に挿入し、暗証番号を入力した。甲は、同カードの正しい暗証番号を知っていたが、その入力を誤ったため払戻しを受けることができなかった場合でも、窃盗罪の実行の着手が認められる。

〔第4問〕（配点：2）

正当防衛に関する次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討した場合、正しいものはどれか。（解答欄は，[No. 9]）

1. 相手方による侵害を予期している者が、その侵害から自己の権利を防衛するには侵害に先んじて相手方に加害行為をすることが効果的な状況において、相手方による侵害が間近に押し迫る前に加害行為をした場合、正当防衛が成立する余地はない。
2. 相手方による侵害を予期していた者が、それを避けずにその侵害に臨み、予期された侵害に対し反撃した場合、正当防衛が成立する余地はない。
3. 相手方を挑発して相手方による侵害を自ら招いた者が、それに対し反撃した場合、正当防衛が成立する余地はない。
4. いわゆるけんか闘争状態にある者が、相手方に対して加害行為をした場合、正当防衛が成立する余地はない。
5. 相手方による侵害に対し反撃した者が、その侵害から予想された被害よりも大きい被害を相手方に与えた場合、正当防衛が成立する余地はない。

〔第5問〕（配点：3）

次の【事例】に引き続く甲の行為に関する下記アからオまでの各【記述】を判例の立場に従って検討し、甲に（ ）内の犯罪が成立する場合には1を、成立しない場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからオの順に【No.10】から【No.14】）

【事例】

甲は、人通りの少ない道路を通行中、知人の乙が見知らぬ丙を「金を出せ。」と言いながらロープで縛り上げ、丙を道路脇の草むらの中に連れ込むのを偶然目撃した。

【記述】

- ア. 甲が、草むらをのぞくと、乙が丙の上着のポケットを探って所持金を奪おうとしていた。甲は、後で乙から口止め料をもらおうと考え、あえて何もせずにその場から立ち去った。乙は、甲にのぞかれたことに気付かないまま、丙の所持金を奪った。（強盗罪の従犯）【No.10】
- イ. 甲が、乙が立ち去ったのを見届けてから草むらの中に入ったところ、丙が縛られたままでいたので、甲は、丙が身に付けていた腕時計を奪った。（強盗罪の共同正犯）【No.11】
- ウ. 甲は、警察官が近付いてきたので、そのことを乙に知らせるために草むらに行ったところ、丙から奪った現金を着衣のポケットにしまった乙が、草むらから出ようとしていた。甲が乙を草むら内に押し戻して警察官をやり過ごしたため、乙の犯行はその場で発覚せずに済んだ。（強盗罪の従犯）【No.12】
- エ. 甲は、草むらの中に入り、同所で、丙の所持金を奪って山分けすることを乙と合意した。その上で、乙が緩んでいたロープをきつく縛り直した後、甲は、丙の所持金をその上着のポケットから奪った。（強盗罪の共同正犯）【No.13】
- オ. 甲が、草むらをのぞくと、乙が丙の上着のポケットを探って所持金を奪おうとしていた。甲が、乙に気付かれることなく草むらから道路に戻ろうとしたところ、付近住民の丁が、野草摘みのため草むらに入ろうとしていた。甲が、後で乙から分け前を得るため、丁に「スズメバチの巣があるから危ない。」と嘘を言って丁を追い払ったため、その間に乙は丙の所持金を奪うことができた。（強盗罪の従犯）【No.14】

〔第6問〕（配点：3）

次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討し、誤っているものを2個選びなさい。（解答欄は、【No.15】、【No.16】順不同）

1. 甲が、Aを脅迫する意図でA宅に宛てて「お前の家に火をつけてやる。」と記載した手紙を郵送したところ、同手紙が誤ってA宅の隣のB宅に配達され、Bがこの手紙を読んで畏怖した。甲には、Bに対する脅迫罪が成立する。
2. 甲が、乙に対し、Aの弱みに付け込んでAから現金を喝取するように唆したところ、乙は、その旨決意し、深夜、公園にいるBをAと誤認して、現金を喝取しようとしてBを脅迫したが、人違いのため現金を喝取できず、その直後、Aを上記公園に呼び出し、Aから現金を喝取した。甲には、Aに対する恐喝既遂罪の教唆犯とBに対する恐喝未遂罪の教唆犯が成立する。
3. 甲は、12歳のAを15歳と誤信し、Aに対して暴行・脅迫を加えずにわいせつな行為をした。甲には、強制わいせつ罪が成立する。
4. 甲が、乙に対し、Aに暴行を加えるように唆したところ、乙は、その旨決意し、Aに暴行を加えたが、暴行を加えているうちに傷害の故意を生じ、その後の暴行による傷害が致命傷となってAは死亡した。甲には、傷害致死罪の教唆犯が成立する。
5. 甲は、Aが甲に射殺されることに同意したため、Aに対し、殺意をもってけん銃を発射したが、銃弾は、Aに当たらずにAの頭部をかすめ、Aの背後にいて甲がその存在を認識しておらず、甲に射殺されることに同意していなかったBに命中して同人を死亡させた。甲には、Aに対する同意殺人未遂罪とBに対する殺人既遂罪が成立する。



〔第7問〕（配点：3）

次の1から5までの各記述は、甲の占有する自転車を窃取した疑いで警察官の取調べを受けた被疑者の供述であるが、これらを判例の立場に従って検討した場合、その供述の内容が窃盗罪の成立を否定する主張となるものを2個選びなさい。（解答欄は、〔No.17〕、〔No.18〕順不同）

1. 「この自転車を自宅に持ち帰って分解し、売れそうな部品を中古部品屋に売却しようと思っていた。」
2. 「この自転車は、河原に捨ててあったので、通勤で使うために自宅に持ち帰ったものだ。」
3. 「駅に行く必要があったので、約30分ほどこの自転車に乗り、駅に着いたら駅前に乗り捨てつもりだった。」
4. 「この自転車は、私が甲に貸してあったもので、甲が約束の期限を過ぎても返さないのに、甲のいないすきに甲宅から自宅に持ち帰ったものだ。」
5. 「この自転車は、甲に対する嫌がらせのため自宅の物置に隠しておこうと持ち帰ったものだ。」

〔第8問〕（配点：3）

次のアからオまでの各事例における甲の罪責について、判例の立場に従って検討し、（ ）内の犯罪が既遂になる場合には1を、未遂にとどまる場合には2を、既遂にも未遂にもならない場合には3を選びなさい。（解答欄は、アからオの順に〔No.19〕から〔No.23〕）

- ア. 甲は、行使の目的をもって一万円札を偽造しようとしたが、印刷機器の操作を間違えたため、出来上がったものは、一般人が一見して真正の通貨と誤認するには至らない程度のものであった。（通貨偽造罪）〔No.19〕
- イ. 甲は、乙方応接間で乙と雑談中、乙が部屋を出たすきに隣室にある金目の物を探して窃取しようと思いつき、乙に対し、「お茶が欲しい。」と言って、乙を台所に行かせたが、乙の娘が応接間に入ってきたため、隣室に行くことができなかった。（窃盗罪）〔No.20〕
- ウ. 甲は、通行中の女性乙に自動車内で暴行を加えて姦淫する目的で、激しく抵抗する乙を自動車内に引きずり込み、数キロメートル離れた河原まで自動車を走行させたが、乙がすきを見て逃走したため、姦淫できなかった。（強姦罪）〔No.21〕
- エ. 甲は、深夜、強盗の目的で会社事務所に入り込み、一人で勤務していた事務員乙を縛り上げ、持参したボストンバッグに同事務所に設置された金庫内の現金を詰め込んで手に持ち、同事務所の出入口から外に出ようとしたところ、駆けつけた警察官に同事務所内で逮捕された。（強盗罪）〔No.22〕
- オ. 甲は、乙から現金を喝取する目的で、現金の交付を要求する脅迫状を乙宅に郵送したが、乙が不在中に同脅迫状を受け取って読んだ乙の妻が直ちに警察に届け出たため、甲は現金を取得できなかった。（恐喝罪）〔No.23〕

〔第9問〕（配点：2）

背任罪の構成要件に関する次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討した場合、正しいものはどれか。（解答欄は、〔No.24〕）

1. 「自己若しくは第三者の利益を図る目的」の「利益」とは、経済的利益のことをいい、社会的地位や信用等の身分上の利益を含まない。
2. 「自己若しくは第三者の利益を図る目的」があるというためには、主として自己又は第三者の利益を図る目的があれば足りるが、これと本人の利益を図る目的とが併存している場合は含まない。
3. 「他人のためにその事務を処理する者」の「事務」は、法律行為たる事務に限らず、事実行為たる事務を含む。
4. 「財産上の損害」は、経済的見地から把握されるべきものであるから、返済の可能性が著しく低い無担保貸付けについては、その債務不履行が確定しなければ損害が発生したとはいえない。
5. 「本人に損害を加える目的」があるというためには、加害の点につき意欲ないし積極的認容が必要である。

〔第10問〕（配点：2）

中止犯に関する次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討した場合、正しいものはどれか。（解答欄は、〔No.25〕）

1. 強盗予備罪について中止犯が成立し得る。
2. 犯罪を共同して実行する旨の共謀が成立した後に、共犯関係からの離脱が認められる場合、離脱者には、常に中止犯が成立する。
3. 行為者が、幼児を山中に連れて行き置き去りにしたが、その後、後悔して山中に戻り、衰弱した幼児を病院に運び込んで医師の治療を受けさせ、これにより幼児の容体が快復した場合には、遺棄罪の中止犯が成立し得る。
4. 中止犯が成立するには、必ずしも行為者が単独で結果発生を防止する必要はない。
5. 中止犯が成立する場合、必ずその刑が免除される。

〔第11問〕（配点：3）

次のアからオまでの各記述を判例の立場に従って検討し、甲に（ ）内の犯罪が成立する場合には1を、成立しない場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからオの順に〔No.26〕から〔No.30〕）

- ア. 甲は、質権者乙の委託を受けて質物である高級腕時計を保管していたが、乙に無断で、これを、質権の被担保債権の債務者で同腕時計の所有者でもある丙に返した。（委託物横領罪）〔No.26〕
- イ. 甲は、出資金名目で金をだまし取ろうと考え、乙に対し、架空の投資案件を持ちかけたところ、乙は、甲の話が嘘であることに気付いたものの、甲が金に困っているのに同情して現金を甲に渡した。（詐欺既遂罪）〔No.27〕
- ウ. 甲は、乙社に勤務し、同社の取引先からの集金業務に従事していたところ、取引先から現金50万円を集金した後、これを自己の借金の返済に充てようと思いつき、上司に「集金の途中でひったくりに遭った。」と嘘の報告をし、50万円を同社に納めるのを免れた。（業務上横領罪）〔No.28〕
- エ. 甲は、偽札を作る意思がないのに、乙に対し、一緒に偽札を作ることを持ちかけた上、偽札を作る機材の購入資金にすると嘘を言って資金の提供を求め、その旨誤信した乙から同資金として現金の交付を受けた。（詐欺既遂罪）〔No.29〕
- オ. 甲は、乙社の出張所に一人で勤務し、所長として同出張所の電気機器の使用・管理や光熱費

の支払事務などを任されていた。甲は、毎夜、趣味の夜釣りをするため、乙社の承諾を得ずに、同出張所のコンセントに自己の集魚灯の電源コードを差し込んで電気を使用した。(業務上横領罪) [No.30]

〔第12問〕(配点：2)

共犯に関する次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討した場合、正しいものはどれか。(解答欄は、[No.31])

1. 殺人の故意を有する者と傷害の故意を有する者との間では、共同正犯が成立する余地はない。
2. 刑法第60条にいう「犯罪」には、教唆犯・従犯も含まれるので、共同して教唆・幫助行為に及んだ者には教唆犯・従犯の共同正犯が成立し得る。
3. 成人が刑事未成年者に指示して犯罪を行わせた場合、成人と刑事未成年者との間で共同正犯が成立することはなく、成人に間接正犯が成立するにすぎない。
4. 刑法第65条にいう「身分」は、犯人の一身的な継続的属性に限られる。
5. 窃盗の共謀に基づき実行行為を分担することとなった者が、財物を強取した後、実行行為を分担しなかった共犯者にその旨話し、同人がこれを了承して上記財物をもらい受けた。この場合、実行行為を分担しなかった共犯者にも強盗の共同正犯が成立し得る。

〔第13問〕(配点：3)

略取誘拐罪に関する次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討し、正しいものを2個選びなさい。(解答欄は、[No.32]、[No.33] 順不同)

1. 略取誘拐罪において、略取誘拐の手段としての暴行脅迫や欺罔誘惑は、被拐取者に対してなされる必要がある。
2. 営利目的等略取誘拐罪にいう「結婚の目的」の「結婚」には、法律婚のみならず事実婚も含まれる。
3. 身の代金目的略取誘拐罪にいう近親者その他被拐取者の「安否を憂慮する者」は、被拐取者の安否を親身になって憂慮するのが社会通念上当然とみられる特別な関係が被拐取者との間にある者に限らず、同情から被拐取者の安否を気遣うにすぎない第三者も含む。
4. 共同親権者の一人が、他の共同親権者の監護下にある未成年の子を略取する行為については、未成年者略取罪は成立し得ない。
5. 身の代金目的略取誘拐罪の犯人が、被拐取者を安全な場所に解放した場合、その解放の時期が当該犯人に対する公訴の提起前であれば、その刑は減輕される。

〔第14問〕（配点：2）

責任能力に関する次の1から5までの各記述のうち、正しいものはどれか。（解答欄は，[No.34]）

1. 責任能力の有無・程度は、行為者の犯行当時の精神状態だけでなく、行為者の犯行前の生活状況、犯行の動機・態様等のほか、被害者やその遺族の処罰感情も含む諸事情を総合的に考慮して判断される。
2. 相手を包丁で突き刺した時点では行為者に責任能力が存在するが、その相手が死亡した時点では責任能力が存在しない場合、行為者に死亡の結果について刑事責任を問うことはできない。
3. 13歳の少年であっても、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた場合においては、事件の重大性等の諸般の事情を考慮し、刑罰が科されることがある。
4. アルコールの影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させて人を負傷させた危険運転致傷事件の行為者については、この類型の危険運転致傷罪が運転者の飲酒酩酊を前提としているにもかかわらず、責任能力が否定されることがある。
5. 犯行当時の行為者が、心神喪失状態にあった場合は処罰されないが、心神耗弱状態にあった場合は必ずその刑が減軽又は免除される。

〔第15問〕（配点：3）

次の1から5までの各記述を判例の立場に従って検討した場合、正しいものはどれか（ただし、甲は、「行使の目的」又は「人の財産上の事務処理を誤らせる目的」を有するものとする。）。（解答欄は，[No.35]）

1. 司法警察員甲が、参考人乙に対する事情聴取を行ったところ、乙は客観的事実と異なる供述をした。甲は、同供述が客観的事実と異なることが分かったものの、乙の供述をそのまま録取した供述調書を作成し、これに自ら作成者として署名押印した。甲には、虚偽公文書作成罪が成立する。
2. 甲は、乙所有の建物の売買契約書を会員制クラブの入会申込書であると偽って乙に示し、乙をしてその旨誤信させてその売主欄に署名押印させた。甲には、有印私文書偽造罪の間接正犯が成立する。
3. 甲は、内容虚偽の旅券申請書を作成して旅券の交付を申請し、旅券の交付を受けた。甲には、詐欺罪が成立するので、免状等不実記載罪は成立しない。
4. 市立病院に勤務する公務員である医師甲が、同病院の医師として同病院の患者が裁判所に提出するための診断書を作成するに当たり、同診断書に虚偽の病名を記載した。医師である甲には、虚偽診断書等作成罪が成立するので、虚偽公文書作成罪は成立しない。
5. 甲は、乙から詐取した携帯電話機に保存された電子マネーを使って商品を購入し、同電話機に保存された電子マネーの残高を減少させた。甲には、支払用カード電磁的記録不正作出罪が成立する。

〔第16問〕（配点：2）

次の1から5までの各記述における甲の罪責を判例の立場に従って検討し、正しいものを2個選びなさい。（解答欄は，[No.36]，[No.37] 順不同）

1. 甲は、乙が丙の住居及び丁の住居に侵入することを決意しているのを知り、乙に対し、侵入用具としてドライバー1本を貸与し、その翌日、乙はこれを利用して丙の住居及び丁の住居にそれぞれ侵入した。甲には、2個の住居侵入罪の従犯が成立し、両罪は観念的競合となる。
2. 甲は、乙方から絵画を盗み、自宅に持ち帰ったが、その後売却先が見付からなかったため、その絵画を破り捨てた。甲には、窃盗罪と器物損壊罪が成立し、両罪は併合罪となる。
3. 甲は、自己が経営する店において、1週間のうちに、同店を訪れた複数の客に対し、いずれ

も同じ題名・内容のわいせつ図画に該当するDVDを数回にわたって販売した。甲には、わいせつ図画販売罪の一罪が成立する。

4. 甲は、自己の運転する自動車を脇見運転により通行人乙に衝突させて同人を死亡させた上、慌ててその場から逃走しようとして安全確認を怠って自車をUターンさせたため、折から対向車線を走行してきた丙運転の自動車に自車を衝突させて同人に傷害を負わせた。甲には、自動車運転過失致死罪と自動車運転過失傷害罪が成立し、両罪は観念的競合となる。
5. 甲は、郵便局の窓口で、偽造された郵便貯金払戻請求書1通を、不正に入手した他人名義の貯金通帳とともに郵便局員乙に提出して貯金の払戻しを請求し、これを正当な払戻請求と誤信した乙から貯金の払戻しを受けた。甲には、詐欺罪の一罪のみが成立する。

〔第17問〕（配点：2）

次の1から5までの各記述における甲の罪責を判例の立場に従って検討した場合、正しいものはどれか。（解答欄は、〔No.38〕）

1. 甲は、殺人事件の被疑者として逮捕状が発付されている乙が犯人ではないと信じ、乙に隠れ家を提供して同人をかくまったが、その後、発見逮捕された乙が真犯人であることが明らかとなり、同人に対する有罪判決が確定した。甲は乙が犯人ではないと誤信していたので、甲に犯人蔵匿罪は成立しない。
2. 甲は、傷害事件で勾留されている乙の起訴を免れさせるために、丙に対し、乙の身代わり犯人となるように唆し、これにより丙は、警察に出頭して上記傷害事件の真犯人は自分である旨虚偽の事実を申告した。乙は既に拘束されているので、甲に犯人隠避教唆罪は成立しない。
3. 甲は、被告人乙の刑事裁判を有利に運ぶために、同人に不利益な事実を知っている証人予定者の丙を人里離れた山中の別荘に監禁した。人的証拠も「証拠」に該当するので、甲に証拠隠滅罪が成立する。
4. 甲は、親友乙が丙を殺害した事実を知り、乙の罪を免れさせようと考え、捜査機関が同事実の存在を知る前に、自殺する旨の記載のある丙名義の遺書を作成して丙の遺族に送付した。捜査機関は未だ捜査を開始していないので、甲に証拠偽造罪は成立しない。
5. 甲は、殺人事件の被疑者として警察に追われていたため、知人乙にその事情を打ち明けて同人所有の別荘に住まわせてくれるように依頼し、これを承諾した乙から同別荘の鍵を受け取って同別荘に身を隠した。犯人自身に逃げ隠れしないことを期待できないので、甲に犯人蔵匿教唆罪は成立しない。

〔第18問〕（配点：2）

次のアからオまでの各記述における甲の罪責を判例の立場に従って検討した場合、誤っているものの個数を後記1から5までの中から選びなさい。（解答欄は、〔No.39〕）

- ア．甲が、財物奪取の意思で乙に脅迫を加えてその反抗を抑圧し、同人のポケットから財物を奪ったが、財物を奪われたことに乙が気付かなかった場合、強盗既遂罪（刑法第236条第1項）は成立しない。
- イ．甲が、財物奪取の意思で乙の頭部を強打して意識を喪失させた上で乙の財物を奪った場合、昏酔強盗既遂罪（刑法第239条）が成立する。
- ウ．甲が、乙から財物をだまし取って財物の占有を確保した後に、だまされたことに気付いた乙から上記財物の返還を要求され、その返還を免れるため、乙に対し、暴行を加えて財物の取戻し行為を抑圧した場合、強盗既遂罪（刑法第236条第1項）が成立する。
- エ．甲が、乙を殺害した後に初めて財物奪取の意思を生じ、乙が身に付けていた腕時計をその場で奪った場合、強盗殺人既遂罪（刑法第240条後段）が成立する。
- オ．甲が、財物奪取の意思で乙宅に乙の留守中に侵入し、乙の甥でたまたま留守番をしていた丙（15歳）に対し、暴行を加えてその反抗を抑圧し、タンス内から乙が所有し管理する衣類を奪った場合、強盗既遂罪（刑法第236条第1項）は成立しない。

1. 1個      2. 2個      3. 3個      4. 4個      5. 5個

〔第19問〕（配点：3）

次の1から5までの各記述のうち、正しいものを2個選びなさい（ただし、甲には、刑の減免事由及び各記述に記載された以外の前科はないものとする。）。（解答欄は、〔No.40〕、〔No.41〕順不同）

- 1. 甲は、併合罪関係にあるA罪（法定刑は5年以下の懲役）とB罪（法定刑は20万円以下の罰金）を犯して両罪で起訴された。この場合、裁判所は、甲に対し、懲役2年及び罰金10万円の判決を言い渡すことができる。
- 2. 甲は、併合罪関係にあるA罪（法定刑は10年以下の懲役）とB罪（法定刑は3年以下の懲役）を犯して両罪で起訴された。この場合、裁判所は、甲に対し、懲役15年の判決を言い渡すことができる。
- 3. 甲は、判決により懲役2年、3年間執行猶予（保護観察なし）に処せられ、同判決が確定してから1年後、A罪（法定刑は3年以下の懲役）を犯して同罪で起訴され、同年中に判決宣告日を迎えた。この場合、裁判所は、甲に対し、懲役1年、3年間執行猶予（保護観察なし）の判決を言い渡すことができる。
- 4. 甲は、判決により懲役3年、5年間執行猶予（保護観察なし）に処せられ、同判決は確定した。その1年後、甲は、A罪（法定刑は5年以下の懲役）を犯して同罪で起訴され、裁判所は、その半年後、甲に対し、懲役10月の判決を言い渡し、同判決は直ちに確定した。この場合、甲に対する執行猶予の言渡しは取り消さなければならない。
- 5. 甲は、判決により懲役2年、4年間執行猶予（保護観察付き）に処せられ、同判決は確定し、その後執行猶予が取り消されることはなかった。同判決の確定から5年後、甲は、A罪（法定刑は5年以下の懲役）を犯して同罪で起訴された。この場合、裁判所は、甲に対し、懲役7年6月の判決を言い渡すことができる。

〔第20問〕（配点：3）

次の【事例】における甲の罪責を判例の立場に従って検討し、後記アからエまでの【罪名】のうち、その罪名に係る犯罪が成立する場合には1を、成立しない場合には2を選びなさい。（解答欄は、アからエの順に [No.42] から [No.45]）

【事例】

甲は、乙及びその妻子全員が1週間の旅行に出発して留守であると聞いていた乙宅に、窃盗の目的で侵入し、金庫を開けたところ、乙の妻子は旅行中だったものの、一人で在宅していた乙に発見され、「泥棒」と叫ばれた。甲は、捕まっては大変だと思い、乙にナイフを突き付け、「静かにしろ。」と言ったところ、乙は、慌てて逃げ出そうとして転倒し、暖炉の角に頭部をぶつけた結果、脳内出血を起こして死亡した。

甲は、乙の死亡を確認した上、金庫の中にあった多量の宝石と多額の現金を奪った後、犯行の痕跡を消し去ろうと考えて乙宅に火を放ち、乙宅は全焼した。

その後、甲は、上記宝石を丙に売却することとしたが、その際、上記事情を知る丁に依頼して、丁が運転する自動車に乗り、丁と一緒に同宝石を丙宅まで運搬した。

【罪名】

- ア. 強盗致死罪
- イ. 証拠隠滅罪
- ウ. 非現住建造物等放火罪
- エ. 盗品等運搬罪

〔第21問〕（配点：2）

捜査機関が行った捜査に関する次のアからキまでの各記述のうち、違法となるものの組合せは、後記1から7までのうちどれか。（解答欄は、[No.46]）

- ア. 司法巡査が、器物損壊被疑事件の被疑者を現行犯人として逮捕した後、留置の必要がないと考え、すぐに釈放した。
- イ. 検察事務官が、検察官の指揮を受け、詐欺被疑事件の被疑者を呼び出して、その取調べを行った。
- ウ. 司法警察員が、変死の疑いのある死体につき、検察官から命じられて検視を行った。
- エ. 検察官が、被疑者の身体の拘束がないまま警察から送致を受けた窃盗被疑事件につき、罪証隠滅のおそれがあるとして、裁判官から逮捕状の発付を受けて被疑者を逮捕した。
- オ. 司法巡査が、裁判官が発付した逮捕状により、被疑者を逮捕した。
- カ. 検察事務官が、裁判官が発付した搜索差押許可状により、被疑者の居宅を搜索した。
- キ. 司法巡査が、裁判官に対し被疑者の逮捕状の発付を請求した。

- 1. ア オ      2. ア キ      3. イ エ      4. イ カ      5. ウ エ
- 6. ウ カ      7. オ キ

〔第22問〕（配点：2）

次の【記述】は、被疑者甲に係る殺人被疑事件の捜査手続に関するものである。【記述】中の①から⑦までの（ ）内から適切な語句を選んだ場合、その組合せとして正しいものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.47]）

【記述】

H警察署の司法警察員警部Xは、殺人被疑事件につき、逮捕状に基づいて、平成21年5月6日午後3時45分、被疑者甲を逮捕した。司法警察員警部Xは、被疑者甲を検察官に送致するに当たり、同月①（a. 7日・b. 8日）②（a. 午後3時45分・b. 午前3時45分）までに検察官に③（a. 送致する・b. 送致した上で受け取らせる）手続をすることが必要であるが、司法警察員警部Xは、同月7日午前9時、その手続を終えた。

その後、被疑者甲を受け取ったG地方検察庁検察官Yは、④（a. 接見・b. 弁解）の機会を与え、留置の必要があると認めるときは、検察官が被疑者を受け取った時から⑤（a. 24時間・b. 36時間）以内かつ逮捕の時から⑥（a. 48時間・b. 72時間）以内に勾留を請求しなければならないが、検察官Yは、所定の手続を経て、留置の必要があると認め、同月7日午後2時、G地方裁判所裁判官に勾留を請求した。

G地方裁判所裁判官Zは、同月8日午前9時、被疑者甲につき、勾留質問を行い、同日午後零時30分に、勾留状を発付した。検察官Yは、同日午後1時30分に、その勾留状を執行したが、勾留期間は、同月⑦（a. 16日・b. 17日）までである。

1. a－②③⑤            b－①④⑥⑦
2. a－①③⑦            b－②④⑤⑥
3. a－②③⑤⑦          b－①④⑥
4. a－①②③④          b－⑤⑥⑦
5. a－②⑤⑦            b－①③④⑥

〔第23問〕（配点：3）

次の【事例】に関する後記アからカまでの【記述】のうち、誤っているものの組合せは、後記1から6までのうちどれか。（解答欄は、[No.48]）

【事例】

司法警察員Xは、被疑者甲に係る大麻取締法違反（大麻所持）被疑事件に関し、被疑者甲が一人で居住するアパートの居室を捜索すべき場所とし、大麻及び大麻吸引具を差し押さえるべき物とする捜索差押許可状に基づき、その居室を捜索した。その際、被疑者甲は、その居室にいた。司法警察員Xは、その捜索において、大麻及び大麻吸引具を発見することができなかったが、ポーチに入った覚せい剤様の白色結晶や、血液の混じったような液体が入った注射器を発見した。そのため、司法警察員Xは、①前記白色結晶につき、覚せい剤の予試験を実施したところ、覚せい剤であるとの試験結果が得られた。そこで、司法警察員Xは、②被疑者甲を覚せい剤取締法違反の被疑事実で逮捕し、③前記白色結晶を押収するとともに、④前記ポーチ及び前記注射器を押収した。また、司法警察員Xは、⑤被疑者甲が任意に尿を提出したので、これを押収した。さらに、司法警察員Xは、採血を拒否した被疑者甲の血液型を明らかにするため、被疑者甲をH病院に連れて行き、⑥H病院の医師Yをして、被疑者甲の採血をさせた。

【記述】

- ア. 下線部①について、被疑者甲が予試験の実施に同意をしていれば、司法警察員Xは、裁判官による令状の発付を受けなくても、覚せい剤の予試験を実施できる。
- イ. 下線部②について、被疑者を逮捕するに当たり、司法警察員Xは、裁判官による令状の発付を受ける必要がない。
- ウ. 下線部③について、白色結晶を押収するに当たり、司法警察員Xは、裁判官による令状の発



付を受ける必要がない。

エ. 下線部④について、ポーチ及び注射器を押収するに当たり、司法警察員Xは、裁判官による令状の発付を受ける必要がある。

オ. 下線部⑤について、被疑者甲が任意に尿を提出しなかった場合でも、司法警察員Xは、捜索差押許可状の発付を受けて、医師をして被疑者甲から強制的に採尿をさせることができる。

カ. 下線部⑥について、医師Yをして被疑者甲の採血をさせるには、司法警察員Xは、裁判官による令状の発付を受けなくても、医師Yに鑑定囑託をして、被疑者甲の採血をさせることができる。

1. ア イ    2. ア ウ    3. イ オ    4. ウ カ    5. エ オ    6. エ カ

〔第24問〕（配点：3）

次のⅠ及びⅡの【見解】は、刑事訴訟法第220条第1項第2号及び同条第3項において、被疑者を逮捕する場合において必要があるときは、「逮捕の現場」で令状を必要とせずに捜索・差押えをすることができる」とされている根拠に関する考え方を述べたものである。これらの【見解】のいずれかを前提に、後記アからオまでの【記述】のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.49]）

【見 解】

Ⅰ. 逮捕の現場には証拠の存在する蓋然性が一般的に高いため、裁判官による事前の令状審査を行う必要性がない。

Ⅱ. 逮捕の際には被逮捕者により証拠が隠滅されるおそれが高いため、これを防止して証拠を保全する緊急の必要性がある。

【記 述】

ア. Ⅰの考え方に立つと、「逮捕の現場」は、令状が発付されたとしたら捜索が可能である範囲、すなわち、逮捕の場所と同一の管理権が及ぶ範囲内の場所と考えられる。

イ. Ⅰの考え方に立っても、捜索・差押えの対象は、逮捕の理由とされた被疑事実に関する証拠物に限られる。

ウ. Ⅰの考え方に立つと、被逮捕者の身体を捜索する場合、被逮捕者を逮捕した現場で直ちに捜索を実施することが適当でないときであっても、捜索の実施に適する最寄りの場所まで連行して捜索することはできない。

エ. Ⅱの考え方に立つと、「逮捕の現場」は、被逮捕者が証拠を隠滅することが可能である被逮捕者の手が届くなどの事実的支配が及ぶ範囲内の場所と考えられる。

オ. Ⅱの考え方に立っても、被逮捕者をその住居で逮捕してから警察署まで連行した上、その後逮捕の現場として同住居を捜索することができる。

1. ア イ    2. ア ウ    3. イ エ    4. ウ オ    5. エ オ

〔第25問〕（配点：2）

以下のアからカまでの【乙の活動】は、次の【事例】において、甲が逮捕された直後、甲から弁護人として選任された乙の活動についてのものである。【乙の活動】のうち、法令上の根拠がないものは幾つあるか。後記1から7までのうちから選びなさい。（解答欄は、[No.50]）

【事例】

甲は、殺人被疑事件の被疑者として、H地方裁判所の裁判官が発付した逮捕状に基づき、G警察署司法警察員に逮捕され、G警察署の留置施設に留置された。甲は、乙を弁護人に選任した。その後、甲は、引き続き、H地方裁判所の裁判官が発付した勾留状に基づきG警察署の留置施設に勾留された。また、その際、甲は、同じ裁判官により、刑事訴訟法第81条に基づいて、公訴が提起されるまでの間、接見等を禁じられた。乙は、甲と接見しようとしたところ、検察官により、捜査のため必要があるとして、接見の日時、場所及び時間を指定された。さらに甲は、同じ裁判官により、10日間の勾留期間の延長がされた後、殺人被疑事件につき、H地方裁判所に起訴され、J刑事施設に移されて引き続き勾留された。

【乙の活動】

- ア. 逮捕状発付の裁判に対する準抗告
- イ. H地方裁判所の裁判官に対する甲の逮捕の理由の開示請求
- ウ. G警察署の留置施設に勾留されている被疑者甲との接見
- エ. 検察官の接見指定に対する準抗告
- オ. 勾留期間の延長の裁判に対する準抗告
- カ. 起訴後における甲の勾留の取消請求

- 1. 0個      2. 1個      3. 2個      4. 3個      5. 4個
- 6. 5個      7. 6個

〔第26問〕（配点：2）

接見交通権に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。（解答欄は、[No.51]）

- ア. 接見交通権は、身体の拘束を受けている被疑者が弁護人と相談し、その助言を受けるなど弁護人から援助を受ける機会を確保する目的で設けられたものであり、憲法の保障に由来するものであって、弁護人の重要な固有権である。
- イ. 弁護人を選任することができる者の依頼により弁護人となろうとする者と被疑者との逮捕直後の初回の接見は、これを速やかに行うことが被疑者の防御の準備のために特に重要であるので、被疑者が取調べ中であっても、即座に取調べを中断して、接見させなければならない。
- ウ. 身体の拘束を受けている被疑者については、逃亡のおそれや罪証隠滅のおそれがあることから、検察官は、第1回の公判期日まで、弁護人との接見の日時、場所及び時間を指定することができる。
- エ. 検察官が庁舎内に接見設備のある部屋等が存在しないことを理由として接見の申出を拒否したにもかかわらず、弁護人がなお検察庁の庁舎内における即時の接見を求め、即時に接見する必要性が認められる場合には、検察官は、いわゆる秘密交通権が十分に保障されないような態様の短時間の面会接見であってもよいかどうかという点につき、弁護人の意向を確かめ、弁護人がそのような面会接見であっても差し支えないとの意向を示したときは、面会接見ができるように特別の配慮をすべき義務がある。
- オ. 弁護人は、接見交通権を有しているので、被疑者と立会人なくして接見することができるが、物の授受については、意思や情報の伝達とは関係ないので、被疑者と物の授受をすることはできない。

1. ア ウ      2. ア エ      3. イ ウ      4. イ オ      5. エ オ

〔第27問〕（配点：2）

保釈に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.52]）

- ア. 裁判所は、保釈を許す決定又は保釈の請求を却下する決定をするには、検察官の意見を聴かなければならない。
- イ. 裁判所は、検察官の請求がなくても、被告人が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるときには、保釈を取り消すことができる。
- ウ. 裁判所は、被告人から保釈の請求があった場合において、被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるときは、保釈を許すことができない。
- エ. 裁判所は、被告人に対して窃盗罪により懲役に処する実刑判決の宣告があった後、保釈の請求があったときは、被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がない以上、保釈を許さなければならない。
- オ. 裁判所は、保釈を許す場合において、被告人に対し、被害者との接触を禁止する旨の条件を付することができない。

1. ア イ      2. ア オ      3. イ エ      4. ウ エ      5. ウ オ

〔第28問〕（配点：3）

検察官による起訴・不起訴の判断に関する次の1から5までの各記述のうち、違法となるものは幾つあるか。後記1から6までのうちから選びなさい。（解答欄は、[No.53]）

- 1. 司法警察員から強盗の罪名で送致された被疑事件について、検察官において、捜査の結果、強盗致傷罪に該当するものと判断した場合に、強盗致傷の罪名で起訴すること
- 2. 検察官が不起訴にした自動車運転過失致死被疑事件について、検察審査会が公訴を提起しない処分を不当とする議決をしたが、検察官において、捜査の結果、起訴を猶予すべき事情が認められると判断した場合に、再度不起訴にすること
- 3. 司法警察員から強姦の罪名で送致された被疑事件について、被害者の告訴があり、その告訴が取り消されなかったが、検察官において、起訴を猶予すべき事情が認められると判断した場合に、不起訴にすること
- 4. 家庭裁判所が刑事処分を相当と認めて検察官に送致した殺人被疑事件について、検察官において、傷害致死罪に該当するものと判断した場合に、傷害致死の罪名で起訴すること
- 5. 有罪判決が確定した詐欺事件と牽連犯の関係にある私文書偽造被疑事件について、詐欺事件と同時に審理できた事情が認められたが、検察官において、処罰を求めると判断した場合に、私文書偽造の罪名で起訴すること

1. 0個      2. 1個      3. 2個      4. 3個      5. 4個      6. 5個

〔第29問〕（配点：2）

公判前整理手続に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.54〕）

- ア．裁判所は、裁判員の参加する合議体で取り扱うべき事件については、必ず公判前整理手続に付さなければならない。
- イ．検察官は、公判前整理手続においては、訴因の変更を請求することはできない。
- ウ．裁判長は、被告人を出頭させて公判前整理手続をする場合には、被告人が出頭する最初の公判前整理手続期日において、まず、被告人に対し、終始沈黙し、又は個々の質問に対し陳述を拒むことができる旨を告知しなければならない。
- エ．被告人又は弁護人は、公判前整理手続において取調べを請求した証拠については、検察官から開示の請求がなくても、検察官に対して、開示をしなければならない。
- オ．裁判所は、被告人又は弁護人が、公判前整理手続が終わった後に証拠調べを請求した証拠のうち、やむを得ない事由によって公判前整理手続において請求することができなかつたと認められるものについては、職権で証拠調べをしなければならない。

1. ア イ      2. ア エ      3. イ オ      4. ウ エ      5. ウ オ

〔第30問〕（配点：2）

被害者参加に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.55〕）

- ア．被害者参加人として刑事事件の手続への参加を許されるのは、当該事件の被害者又は被害者が死亡した場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹に限られる。
- イ．被害者参加人又はその委託を受けた弁護士は、公判期日に出席することができるが、裁判所は、審理の状況、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士の数その他の事情を考慮して、相当でないとき認めるときは、公判期日の全部又は一部への出席を許さないことができる。
- ウ．裁判所は、証人を尋問する場合において、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士から、その者がその証人を尋問することの申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、犯罪事実又は情状に関する事項についての証人の供述の証明力を争うために必要な事項について、申出をした者がその証人を尋問することを許すことができる。
- エ．被害者参加人又はその委託を受けた弁護士は、裁判所の許可を得て、公判期日において、検察官の意見の陳述の後に、訴因として特定された事実の範囲内で、事実又は法律の適用について意見を陳述することができる。
- オ．被害者参加人又はその委託を受けた弁護士は、第一審の判決に不服があるときは、これに対して控訴をすることができる。

1. ア イ      2. ア オ      3. イ エ      4. ウ エ      5. ウ オ

〔第31問〕（配点：3）

次のアからケまでの【訴訟行為】は、被告人が捜査公判段階で一貫して犯罪事実を認め、かつ、公判前整理手続を経ていない窃盗被告事件の証拠調手続に関するものである。この【訴訟行為】を並べたAからEまでの【順序】のうち、適法なもの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.56〕）

【訴訟行為】

- ア．検察官による「被告人の供述調書」及び「被告人の戸籍謄本」の要旨の告知
- イ．検察官による「被害届」、「被害者の供述調書」及び「犯行現場の実況見分調書」の要旨の告知
- ウ．検察官による冒頭陳述

- エ. 検察官による「被告人の供述調書」及び「被告人の戸籍謄本」の証拠調べの請求
- オ. 検察官による「被害届」, 「被害者の供述調書」及び「犯行現場の実況見分調書」の証拠調べの請求
- カ. 検察官の請求証拠に対し, 「同意する」との弁護人の意見
- キ. 「被告人の供述調書」及び「被告人の戸籍謄本」の裁判所への提出
- ク. 「被害届」, 「被害者の供述調書」及び「犯行現場の実況見分調書」の裁判所への提出
- ケ. 裁判所による証拠調べの決定

【順序】

- A. ウ→オ→エ→イ→ア→ク→キ→カ→ケ
  - B. ウ→エ→カ→ケ→ア→キ→オ→カ→ケ→イ→ク
  - C. ウ→オ→カ→ケ→イ→ク→エ→カ→ケ→ア→キ
  - D. ウ→オ→エ→カ→ケ→イ→ア→ク→キ
  - E. ウ→オ→エ→ク→キ→カ→ケ→イ→ア
1. A B      2. A E      3. B C      4. C D      5. D E

〔第32問〕(配点：2)

証人尋問に関する次のアからオまでの各記述のうち, 正しいものの組合せは, 後記1から5までのうちどれか。(解答欄は, [No.57])

- ア. 証人を尋問する場合, 必ず宣誓をさせなければならない。
  - イ. 証人には, その実験した事実により推測した事項を供述させることはできないが, 鑑定人には同事項を供述させることができる。
  - ウ. 何人も, 自己の配偶者が刑事訴追を受け, 又は有罪判決を受けるおそれのある証言を拒むことはできない。
  - エ. 被告人が正当な理由がなく召喚に応じないおそれがあるときは, これを勾引することができるが, 召喚を受けた証人については, 正当な理由がなく出頭しないおそれがあるだけでは勾引することはできない。
  - オ. 医師は, 業務上委託を受けたため知り得た事実で他人の秘密に関するものについては証言を拒むことができるが, 本人が承諾した場合は, 証言を拒絶することはできない。
1. ア イ      2. ア ウ      3. イ エ      4. ウ オ      5. エ オ

〔第33問〕（配点：4）

次の【事例】における【Kの証人尋問】中の（1）から（4）までの下線部分にそれぞれ対応する後記1から4までの各記述につき、正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。（解答欄は、1から4の順に【No.58】から【No.61】）

【事例】

被告人甲は、運転していた普通乗用自動車歩行中のVに衝突させて傷害を負わせ、前方不注意の過失による自動車運転過失致傷罪で起訴された。第1回公判期日において、甲の弁護人は、事故直後に犯行現場で実施された実況見分に甲が立ち会ったことは争わないものの、前方不注意の過失の有無を争い、検察官から事前に開示されていた同実況見分に係る実況見分調書について不同意の意見を述べた。そこで、検察官は、その作成者である司法警察員Kの証人尋問を請求し、裁判所の採用決定を経て、次のとおりKの証人尋問を行った。

【Kの証人尋問】

検察官． 証人は、本件当時、〇〇警察署交通課に警部補として勤務していましたね。

K． はい。

検察官． 証人は、平成×年×月×日、本件犯行現場で現場の状況に関する実況見分を行いましたか。

K． はい。

検察官． 証人は、実況見分の経過と結果を書面にしましたか。

K． はい。

検察官． （1）検察官請求に係るK作成の実況見分調書を示します。証人が作成した実況見分調書は、これですか。

K． （2）はい。この実況見分調書は、私が自分で作成したものに間違いありません。

検察官． 実況見分調書に添付された現場の写真を示します。この写真は、証人が撮影しましたか。

K． （3）いいえ。私が、部下のL巡査部長に命じて撮影させました。

検察官． （4）その実況見分には、被告人を立ち会わせましたね。

K． はい。

検察官． 実況見分の際、被告人は、何か言っていませんでしたか。

K． 確か、被告人がよそ見をしてしまったなどと言って、何度も繰り返して謝っていました。

（以下省略）

1. （1）の尋問は、書面に関しその成立、同一性その他これに準ずる事項について証人を尋問する場合において必要があるときに該当するので、実況見分調書の証拠調べが未了であっても、同調書を示して尋問することができる。
2. （2）の証言は、実況見分調書の作成者であるKが、公判期日において証人として尋問を受け、その真正に作成されたものであることを供述したときに該当するので、実況見分調書を証拠とするには、この証言で足りる。
3. （3）の証言によると、写真の撮影をKがしていないので、写真を証拠とするためには、撮影者であるL巡査部長を証人尋問して、事件との関連性を立証しなければならない。
4. （4）の尋問は、主尋問における誘導尋問であるので許されない。

〔第34問〕（配点：3）

以下のⅠからⅢまでの【結論】は、次の①から③までの【設問】に関するものであり、後記アからオまでの【記述】は、【結論】を導く根拠又は批判を示したものである。判例の立場を示した組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.62]）

【設問】

- ①. 犯罪事実に関する証拠が共犯者の自白しかなく、被告人が犯罪事実を否認している場合、被告人を有罪とすることが許されるか。
- ②. 共犯者の自白だけでなく、被告人も犯罪事実を認めている場合、共犯者の自白で被告人の自白を補強して被告人を有罪とすることが許されるか。
- ③. 犯罪事実に関する証拠が共犯者2名の自白しかなく、被告人が犯罪事実を否認している場合、被告人を有罪とすることが許されるか。

【結論】

- Ⅰ. ①ないし③のいずれの場合も、被告人を有罪とすることが許されない。
- Ⅱ. ①の場合には、被告人を有罪とすることが許されないが、②と③の場合は、被告人を有罪とすることが許される。
- Ⅲ. ①ないし③のいずれの場合も、被告人を有罪とすることが許される。

【記述】

- ア. 憲法第38条第3項が「本人の自白」を唯一の証拠として有罪とすることを禁止しているのは、架空の犯罪事実が被告人本人の自白のみによって認定される危険と弊害を防止するためのものであり、自白の証明力に対する自由心証を制限したものである。
- イ. 共犯者の供述を証拠とすることの危険性を最大限に重視すべきである。
- ウ. 共犯者の犯罪事実に関する供述は、その共犯者が被告人本人と共同審理を受けていると否とにかかわらず、被告人本人に対する関係においては、証人の供述と本質を異にするものではない。
- エ. 他に補強証拠がない場合、自白した共犯者が無罪となり、否認した被告人が有罪となる。
- オ. 共犯者に対しては反対尋問が可能であり、反対尋問を経ない本人の自白より反対尋問を経た共犯者の自白が証明力が強いのは当然である。

1. Ⅰ－（根拠）イエ　－（批判）アウオ
2. Ⅱ－（根拠）イウオ－（批判）アエ
3. Ⅱ－（根拠）アエオ－（批判）イウ
4. Ⅲ－（根拠）イウ　－（批判）アエオ
5. Ⅲ－（根拠）アウオ－（批判）イエ

〔第35問〕（配点：4）

公判期日における裁判官、検察官及び弁護人等との間のやり取りに関する次のアからオまでの各記述中の下線部について、刑事訴訟法第309条第1項に定める証拠調べに関する異議に当たるものについては1を、同条第2項に定める裁判長の処分に対する異議に当たるものについては2を選びなさい。（解答欄は、アからオの順に〔No.63〕から〔No.67〕）

ア. 弁護人 裁判長、ただいま検察官が朗読した起訴状記載の公訴事実のうち、共謀の日時及び場所について検察官に対する釈明を求めます。

裁判長 現段階では求釈明の必要はないと考えます。

弁護人 異議あり。釈明権の不行使は裁量の範囲を逸脱しており違法と考えます。

イ. 検察官 証人は、犯人を目撃しましたか。

証人 はい。黒っぽいジャンパーを着た若い感じの男でした。

検察官 犯人の年格好は被告人と比べてどうですか。

弁護人 異議あり。誘導尋問です。

ウ. 検察官 被告人に対する処罰について、証人から裁判所に述べておきたいことはありますか。

証人 できるだけ長く刑務所に入れてほしいと思います。

被告人 何が刑務所だよ。ばか言ってるんじゃないよ。覚えてろよ。

裁判長 被告人が勝手に発言することを禁じます。

弁護人 異議あり。ただいまの発言禁止の措置は、著しく不相当で権限の濫用に当たり違法と考えます。

エ. 裁判長 検察官から刑事訴訟法321条1項2号後段書面として請求があった甲4号証は、特信性が認められないので却下します。

検察官 異議あり。ただいまの却下決定は、特信性の判断を誤っており違法であると考えます。

オ. 検察官 あなたの話では、事件のあった日には、いろいろと用事があって、現場には行っていないのですね。

被告人 そうです。

検察官 あなたがその日にどこにいたのか、もう一度言ってもらえませんか。

裁判長 既にした尋問と重複するので質問を変えてください。

検察官 異議あり。質問には正当な理由があるので、尋問を制限したのは違法であると考えます。

〔第36問〕（配点：2）

判決の言渡しに関する次の1から5までの各記述のうち、誤っているものはどれか。（解答欄は、〔No.68〕）

1. 有罪の言渡しをするには、罪となるべき事実、証拠の標目及び法令の適用を示さなければならないが、法律上犯罪の成立を妨げる理由又は刑の加重減免の理由となる事実が主張されたときは、これに対する判断を示さなければならない。
2. 刑の言渡しをしたときは、被告人が貧困のため訴訟費用を納付することのできないことが明らかであるときを除き、被告人に訴訟費用の全部又は一部を負担させなければならない。
3. 裁判長は、判決の宣告をした後、被告人に対し、その将来について適当な訓戒をすることができる。
4. 有罪の判決の宣告をする場合には、被告人に対し、上訴期間及び上訴申立書を差し出すべき裁判所を告知しなければならない。
5. 被告事件について犯罪の証明がないときは、判決で無罪の言渡しをしなければならないが、



被告事件が罪とならないときは、判決で公訴を棄却しなければならない。

〔第37問〕（配点：3）

次のⅠ及びⅡの【見解】は、管轄の有無を判断する基準についての考え方を述べたものである。これらの【見解】のいずれかを前提に、後記【事例】において、裁判所がどのような判決を言い渡すことになるかについて述べた後記アからカまでの【記述】のうち、正しいものの組合せは、後記1から6までのうちどれか。（解答欄は、[No.69]）

【見 解】

- Ⅰ．起訴状に記載された訴因並びに罪名及び罰条により判断する。
- Ⅱ．裁判所が心証を形成した事実により判断する。

【事 例】

検察官は、故意に被害者を殴打してその結果死亡させた事実で、被告人を傷害致死罪によりX地方裁判所に起訴したが、X地方裁判所は、公判審理の途中で、被告人が過って被害者を死亡させた事実しか認定できず、過失致死罪が成立するとの心証を形成した。なお、傷害致死罪の管轄は、地方裁判所に、また、過失致死罪の管轄は、簡易裁判所にだけある。

【記 述】

- ア．Ⅰの考え方では、検察官が過失致死罪に訴因を変更しない場合には、X地方裁判所において、傷害致死罪につき、無罪の判決を言い渡すことになる。
- イ．Ⅰの考え方では、検察官が過失致死罪に訴因を変更しない場合には、X地方裁判所において、管轄違いの判決を言い渡すことになる。
- ウ．Ⅰの考え方では、X地方裁判所が検察官による過失致死罪への訴因の変更を許可した場合には、X地方裁判所において、管轄違いの判決を言い渡すことになる。
- エ．Ⅱの考え方では、X地方裁判所が検察官による過失致死罪への訴因の変更を許可した場合には、X地方裁判所において、過失致死罪につき、有罪の判決を言い渡すことになる。
- オ．Ⅱの考え方では、検察官が過失致死罪に訴因を変更しない場合には、X地方裁判所において、管轄違いの判決を言い渡すことになる。
- カ．Ⅱの考え方では、検察官が過失致死罪に訴因を変更しない場合には、X地方裁判所において、傷害致死罪につき、無罪の判決を言い渡すことになる。

1. アウオ    2. アウカ    3. アエカ    4. イウオ    5. イエオ    6. イエカ

〔第38問〕（配点：2）

刑事手続の各段階における前科の扱いに関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。（解答欄は、〔No.70〕）

- ア．常習累犯窃盗罪のように前科が構成要件の一部を構成している場合や、常習賭博罪のように構成要件としての常習性を認定する場合でなければ、被告人の同種前科をもって、犯罪事実を立証することは許されない。
- イ．累犯加重の理由となる前科については、適法な証拠調べをした証拠によらなければ認定することはできない。
- ウ．勾留中の被告人について保釈の請求があった場合、その許否を決するに当たっては、勾留状に記載された事実以外の犯罪事実を考慮してはならず、被告人の前科を考慮することは許されない。
- エ．起訴状には、裁判官に事件につき予断を生ぜしめるおそれのある内容を引用してはならないから、常習累犯窃盗罪のように前科が構成要件の一部を構成している場合でなければ、起訴状に被告人の前科を記載することは許されない。
- オ．検察官は、執行猶予中の被疑者が再度その前科と同種の犯罪に及んだ場合であっても、犯罪の軽重及び情状等を考慮して、公訴を提起しないことができる。

1. ア イ      2. ア ウ      3. イ オ      4. ウ エ      5. エ オ

〔第39問〕（配点：2）

刑事手続の各段階における弁護人の関与に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、〔No.71〕）

- ア．長期3年を超える懲役に当たる事件について身体を拘束されていない被疑者が、貧困により弁護人を選任することができないときは、裁判官は、その請求により、被疑者のため弁護人を付さなければならない。
- イ．第1回の公判期日前に、検察官の請求により、犯罪の捜査に欠くことのできない知識を有すると明らかに認められる者の証人尋問を行う場合、裁判官は、被疑者又は被告人に弁護人が選任されているときは、当該弁護人を証人尋問に立ち合わせなければならない。
- ウ．証拠調べが終わった後の弁護人の意見陳述は権利であるから、裁判所がその機会を与えることなく弁論を終結することは違法となる。
- エ．裁判所は、被告人に弁護人が選任されていなければ、公判前整理手続を行うことができない。
- オ．原審において適法に選任された弁護人は、被告人の明示した意思に反しなければ、被告人のため上訴をすることができる。

1. ア イ      2. ア ウ      3. イ エ      4. ウ オ      5. エ オ

〔第40問〕（配点：2）

少年事件に関する次の1から6までの各記述につき、誤っているものはどれか。（解答欄は、〔No. 72〕）

1. 検察官は、少年被疑事件について捜査を遂げた結果、犯罪の嫌疑があるものと思料するときは、家庭裁判所から逆送を受けた場合を除いて、全件を家庭裁判所に送致しなければならない。
2. 家庭裁判所の少年審判は、非行事実につき争いがある場合には、成人の刑事事件と同様に、伝聞法則の適用がある。
3. 家庭裁判所は、死刑、懲役又は禁錮に当たる罪の事件について、調査の結果、その罪質及び情状に照らして刑事処分を相当と認めるときは、決定をもって、これを検察官に送致しなければならない。
4. 少年の刑事事件につき、少年に対して長期3年以上の有期の懲役又は禁錮をもって処断すべきときは、その刑の範囲内において、長期と短期を定めてこれを言い渡す。
5. 家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のとき犯した罪により公訴を提起された者については、氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等によりその者が当該事件の本人であることを推知することができるような記事又は写真を新聞紙その他の出版物に掲載してはならない。
6. 故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪、死刑又は無期若しくは短期2年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪の事件において、その非行事実を認定するための審判の手續に検察官が関与する必要があると認めるときは、家庭裁判所は、審判に検察官を出席させることができる。